

平成29年度電気用品安全法試買テスト結果の概要

平成31年2月
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

電気用品安全法（昭和36年11月16日法律第234号、以下「法」という。）は、製造又は輸入の事業を行う者（以下、「届出事業者」という。）が自らの責任で電気用品に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該電気用品にPSEマーク¹を表示して販売することができます。

規制当局として、毎年度市場で流通している電気用品を購入し、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するために「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて確認された技術基準に適合しない電気用品については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導を行っております。

2. 試買テストの調査項目

①法第8条に基づく技術基準への適合状況の確認

試買した電気用品の技術基準適合性を確認する。

②法第10条に基づくPSEマーク等表示の妥当性の確認

PSEマーク等表示の妥当性を確認する。

¹PSEマーク：特定電気用品 、特定電気用品以外の電気用品 

3. 試買テストの結果

(1) 対象とした電気用品

平成29年度の試買テストは、合計87品目、257機種の電気用品に対して実施しました。対象の電気用品は次の4分類に基づいて選定しました。

- ① 5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係の電気用品
- ② 5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品
- ③ 事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品
- ④ 省エネルギー機器に係る電気用品

試買テストで対象とした電気用品の内訳

分類	代表的な電気用品	品目数	機種数
①	コードリール、延長コードセット、蛍光灯用ソケット、合成樹脂製電線管 等	25品目	53機種
②	電気天火、電気フライヤー、電熱マット、換気扇、電気乾燥機、インターホン 等	32品目	83機種
③	電気ストーブ、電気製氷機、電気かみそり、テレビジョン受信機、リチウムイオン蓄電池 等	18品目	73機種
④	電気冷蔵庫、電気洗濯機、蛍光ランプ、エル・イー・ディー・ランプ 等	12品目	48機種
合 計		87品目	257機種

(2) 結果の概要

257機種中、技術基準については、103機種(40.1%)、PSE表示基準については、18機種(7.0%)が適合しないことがそれぞれ確認されました。

技術基準に適合しないことが確認された内容の内訳

分類	品目数	技術基準	PSE表示基準
①	5品目	7機種(13.2%)	2機種(3.8%)
②	33品目	38機種(45.8%)	10機種(12.0%)
③	17品目	35機種(47.9%)	2機種(2.7%)
④	13品目	23機種(47.9%)	4機種(8.3%)
合計	68品目	103機種(40.1%)	18機種(7.0%)

注：() 内は、各分類における試買機種数全体に対する技術基準不適合機種の割合を示しています。

①技術基準に関する不適合内容

各電気用品に要求されている電気用品安全法第8条に基づく技術基準²に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、103機種、合計235件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳については下表の通りです。また、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

技術基準の不適合事案の項目別内訳

技術基準不適合項目	不適合数	割合
表示	53	23%
空間距離	17	7%
アース機構	23	10%
雑音の強さ	15	6%
取扱説明書等	32	14%
消費電力等の許容差	5	2%
平常温度	9	4%
形状・組立・操作	16	7%
その他	65	27%
合計	235	100%

なお、消費者に危害を及ぼすおそれがある不適合としては以下2件の事案があり、いずれも事業者に対して電気用品安全法の遵守に係る嚴重注意を行い、改善措置及び再発防止の徹底等を指導しました。

また、以下の事業者はリコールの告知を行い、対象商品の回収を実施しております。詳細については以下をご確認ください。

○サンコー株式会社（法人番号：3010001120157）

電気用品名：電気洗濯機

商品名：ミニ洗濯機

型番：MNWSMAN2

関東経済産業局 HP

http://www.kanto.meti.go.jp/annai/hodo/data/20180720thanko_press.pdf#search=%27E9%96%A2%E6%9D%B1+%E3%82%B5%E3%83%B3%E3%82%B3%E3%83%BC+%E9%9B%BB%E6%B0%97%E7%94%A8%E5%93%81%27

² 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成25年7月1日20130605 商局第3号）

○徳君株式会社（法人番号 8360001006250）

電気用品名：コードリール

製品名：天井吊り掛け自動巻電気コードリール

型番：TH365

内閣府沖縄総合事務局 HP

http://www.ogb.go.jp/keisan/12289/20180518_01

②PSEマーク等表示に関する不適合内容

電気用品安全法第10条に基づくPSEマーク等の表示に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、18機種、合計30件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳は下表の通りです。

なお、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

PSEマーク等の表示に関する不適合事案の項目別内訳

表示不適合項目	不適合数	割合
PSEマークの表示が無い	9	30%
届出事業者名の表示が無い	18	60%
法第9条第2項に規定する証明書の交付を受けた登録検査機関の名称の表示が無い	3	10%
合計	30	100%

4. 不適合事案に対する対応

今回の試買テストで確認された不適合事案については、経済産業省及び各経済産業局等が届出事業者にその内容を通知し、是正のための改善指導を行っております。また、再発防止のための是正策が適切に行われているか確認するべく、法令遵守状況についてフォローアップも行ってまいります。

(以上)

＜電気用品安全法の平成29年度試買テストにおける「技術基準」に関する不適合内容について＞

①5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
コードリール ①	1. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、塩化ビニル被覆電源電線の表面(分岐点)温度が111.5℃(周囲温度30.0℃)であった。	別表第四1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。 (別表第四1(1)ロ(ハ)d) 附属の表に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正値を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 コードリール：電気用品の階級1 使用温度の補正値：0℃ 使用温度の上限値：60℃(塩化ビニル) 基準周囲温度：30℃
	2. 構造試験において、電源電線にビニルキャプタイヤコード(VCTF：2×2.0mm ²)が使用されていた。	別表第四1(2)キ (第十六条 保護協調及び組合せ) その他のもの 別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャプタイヤケーブルであって、断面積が0.75mm ² 以上のもの。
	3. 3. 部品において、マルチタップ(出力側)の定格値(125V、15A)に対して、差込みプラグ(入力側)に表示されている定格値が125V、12Aであった。	別表第四1(3)イ (第十六条 保護協調及び組合せ) 部品の定格電流は、これらに流れる最大電流以上であること。
	4. 4. 表示において、定格電圧及び定格電流が表示されていなかった。	別表第四1(5) (第十九条 表示等(一般)) 附表第七 定格電圧及び定格電流を表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
	5. 寸法測定において、差込みプラグ(図1)の刃の先端部面取りの厚さが1.05mmであった。	別表第四6(1)ニ(ホ)a(e) (第二条 安全原則) 刃の先端に面取りを施すものにあつては、厚さが0.9mm以下となる面取りを施すこと。
	6. 温度試験において、巻取った電線表面の温度上昇値が109.5K(周囲温度30.0℃)であった。試験後に電線の外装被覆に割れが発生した。なお、マルチタップ(出力側)の定格値(125V、15A)を定格として試験を実施した。	別表第四6(3)ト 附表第三3 (第九条 火災の危険源からの保護) 電源電線を1m引き出した状態で定格電流に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで通じたとき、巻取機構内部の電線各層の表面における温度上昇値は、30K(ビニル混合物)以下であること。

①5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
コードリール ②	<p>1. 構造試験において、接地側極の無いマルチタップに一体成形された電線の白線心に接地側極の旨である「N」が連続表示されていた。</p> <p>2. 保持力試験において、開閉試験前の保持力が64.3N、65.2N、126.4Nであった。</p>	<p>別表第四1(2)イ (第二条第2項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。</p> <p>別表第四6(3)ハ(イ)a (第十一条第2項 機械的危険源による危害の防止) 定格電流が15A以下のものであって極数が2のものは、差込みプラグを抜くために要する力は5N以上60N以下であること。</p>
コードリール ③	<p>1. 構造試験において、接地側極の無いマルチタップに一体成形された電線の白線心に接地側極の旨である「N」が連続表示されていた。</p> <p>2. 保持力試験において、開閉試験前の保持力が85.1N、72.9N、88.4Nであった。</p>	<p>別表第四1(2)イ (第二条第2項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。</p> <p>別表第四6(3)ハ(イ)a (第十一条第2項 機械的危険源による危害の防止) 定格電流が15A以下のものであって極数が2のものは、差込みプラグを抜くために要する力は5N以上60N以下であること。</p>
延長コードセット ①	<p>構造試験において、電源電線(VFF)の保護被覆の厚さの最大値が0.85mmであった。</p>	<p>別表第四6(1)リ(イ)a (第二条第1項 安全原則) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード又は別表第一に規定する技術上の基準に適合する同表(6)イ(ロ)aの表に掲げるコード(単心コード及び二重被覆のコードを除く。)であって、保護被覆を施したものであること。 この場合において、「保護被覆」を施したものは、厚さが最低0.2mm以上、最大0.5mm以下、平均が0.3mm以上のものをいう。</p>
延長コードセット ②	<p>構造試験において、電源電線(VFF)の保護被覆の厚さの最大値が0.68mmであった。</p>	<p>別表第四6(1)リ(イ)a (第二条第1項 安全原則) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード又は別表第一に規定する技術上の基準に適合する同表(6)イ(ロ)aの表に掲げるコード(単心コード及び二重被覆のコードを除く。)であって、保護被覆を施したものであること。 この場合において、「保護被覆」を施したものは、厚さが最低0.2mm以上、最大0.5mm以下、平均が0.3mm以上のものをいう。</p>

①5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
延長コードセット ③	<p>1. 構造試験において、差込みプラグの刃の寸法が次のとおりであった。</p> <p>イ. 刃の取り付け面からボッチ穴の中心まで：左12.5/右12.3mm</p> <p>ロ. 差込み刃相互間(内側)</p> <p>①トラッキング防止用樹脂なし： 10.5mm</p> <p>②トラッキング防止用樹脂あり： 10.2mm</p> <p>ハ. 刃の厚さ及び幅</p> <p>①厚さ：2.0mm</p> <p>②幅：7.0mm</p>	<p>別表第四6(1)ニ(ホ) (第二条 安全原則) 差込みプラグ、コンセント、マルチタップ、コードコネクターボディ、アダプターその他の差し込み接続器(アイロンプラグ及び器具用差込みプラグを除く。)であって、次の表1、表2及び表3の左欄に掲げるものの寸法は、それぞれ表1、表2及び表3の右欄に掲げる図によること。</p> <p>[表3 極配置：II、寸法：図1] (図1より抜粋)</p> <p>イ. 刃の取り付け面からボッチ穴の中心までの寸法は、11.7 ± 0.4mmであること。</p> <p>ロ. 差込み刃相互間の内側の寸法は、10.8mm以上であること。</p> <p>ハ. (同上)</p> <p>ニ. 差込み刃が刃受け穴に適合するために、トラッキング防止用樹脂が施された箇所、刃の横幅は、1.9mm未満であること。</p> <p>ホ. 差込み刃が刃受け穴に適合するために、トラッキング防止用樹脂が施された箇所、刃の縦幅は、6.7mm未満であること。</p>
防水ソケット	<p>表示において、防雨型である旨の表示がされていないかった。(梱包に「防雨タイプ」の表示あり)</p>	<p>別表第四1(5) (第十九条 表示等(一般)) 附表第七に規定する表示の方式により表示すること。(防水の種類)</p>

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
家庭用温熱治療器 ①	1. 雑音の強さにおいて、端子電圧(連続性)で、最大値は周波数0.15MHzにおいて85.5/74.2dB(μ V)(準尖頭値/平均値)(90VAC50Hz), 84.7/73.9dB(μ V)(準尖頭値/平均値)(90VAC60Hz),であった。	J55014-1(H20)4.1 (第十八条 雑音の強さ) 周波数範囲150kHz~30MHz(端子電圧) 周波数0.15MHzにおいて許容値72/65dB(μ V)(準尖頭値/平均値)を満足すること。
	2. 雑音の強さにおいて、端子電圧(不連続性)で、周波数0.15MHz及び0.5MHzで200msecより短い間隔で200msを超えて続く不連続性雑音(連続性雑音許容値適用)が発生した。 その最大値は周波数0.15MHzで84.7/74.0dB(μ V)(準尖頭値/平均値)(100VAC50Hz), 84.5/74.3dB(μ V)(準尖頭値/平均値)(100VAC60Hz),であった。	J55014-1(H20)4.1 (第十八条 雑音の強さ) 周波数0.15MHzにおいて許容値72/65dB(μ V)(準尖頭値/平均値)を満足すること。
家庭用温熱治療器 ②	1. 絶縁性能試験において、パックの電源電線接続部以外の部分を清水中に3分間浸したとき、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と清水との間の絶縁抵抗が0.02M Ω であった。	別表第八2(23)ロ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) パックを有するものにあつては、そのパックについて附表第三5(1)の試験を行ったとき、これに適合すること。 附表第三5(1)(抜粋) 電源電線等の接続部以外の部分を清水中に3分間浸し、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と清水との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあつては1M Ω 以上であり、その他のものにあつては0.3M Ω 以上であること。
	2. 雑音の強さにおいて、雑音端子電圧(不連続性)で、周波数0.55MHz及び1.4MHzで2秒間に2回を超える不連続性雑音(連続性雑音許容値適用)及び200msより小さい間隔の2個の雑音で、かつ、全体が200msを超える(不連続性雑音(連続性雑音許容値適用)が発生した。 その最大値は周波数0.55MHzで80.0/70.0dB(μ V)(50/60Hz), 周波数1.4MHzで75.0/70.0dB(μ V)(50/60Hz),であった。	別表第十第5章2.2.(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音は周波数範囲526.5kHzから5MHzにおいて許容値56dB(μ V)を満足すること。

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	<p>1. 表示及び取扱説明書において、要求される次の表示がなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格電圧 ・電源の種類記号 または 定格周波数 ・製造業者若しくは責任をもつ販売業者の名称、商標又は識別表示 ・モデル名又は形式 	<p>J60335-1(H20)7. 1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 定格電圧又は定格電圧範囲。 <p>なお、単位は、ボルトとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 電源の種類記号。ただし、定格周波数表示がある場合は、この限りでない。 － 製造業者若しくは責任をもつ販売業者の名称、商標又は識別表示。 － モデル名又は形式。
観賞魚用ヒーター	<p>2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、電源コードの交換に関する記載がなかった。</p>	<p>J60335-1(H20)7. 12. 5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 特別に製作したコードをもつX形取付けの機器の場合。電源コードが破損した場合、製造業者若しくはそのサービス代理店から入手可能な特別なコード又はその組立品と交換しなければならない。 － Y形取付けの機器の場合。電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。 － Z形取付けの機器の場合。電源コードは、交換することができない。コードが破損した場合、機器は廃棄しなければならない。
	<p>3. 機械的強度において、ガラス製エンクロージャに、衝撃エネルギー0.2J打撃を加えた後、充電部が露出した。</p>	<p>J60335-2-55(H29)21 (第十一条第2項 機械的危険源による危害の防止) ガラス製エンクロージャをもつ水槽用ヒーターは、衝撃エネルギーを0.2Jに減じエンクロージャの弱そうな3箇所に1回打撃を加える</p>
	<p>4. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、公称断面積0.5mm²の電源コードを備えているが、差込プラグ内に500A以上の定格遮断容量を持つ定格容量が3A以下のヒューズが備えられていなかった。</p>	<p>J60335-1(H20)25. 7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 表11 電線の最小断面積 注(i) このコードは、コード又はコードガードが機器に入る部分から差込プラグの入口までの長さが2 m 以下の場合にだけ使用することができる。ただし、この場合、その差込プラグ内に500 A 以上の定格遮断容量をもつ定格容量が3 A 以下のヒューズを備えなければならない。</p>
	<p>5. 雑音の強さにおいて、端子電圧(連続性)で、最大値は周波数0.56MHzにおいて76.0/62.5dB(μV)(準尖頭値/平均値)(90VAC50Hz)、75.4/62.6dB(μV)(準尖頭値/平均値)(90VAC60Hz)であった。</p>	<p>J55014-1(H20)4. 1 (第十八条 雑音の強さ) 周波数0.56MHzにおいて許容値56/46dB(μV)(準尖頭値/平均値)を満足すること。</p>

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気ポンプ	1. 分類において、この水中ポンプの用途は水槽のみではないためクラスⅠ又はクラスⅢでなければならないが、クラスⅠであった。	J60335-2-41(H20)6. 1 (第七条第1項 感電に対する保護) 水、他の導電液体中で用いるための他の水中ポンプは、クラスⅠ又はクラスⅢでなければならない。ただし、水槽ポンプは、クラスⅠ又はクラスⅡとすることができる。 水泳プールの清掃、他の保守用の可搬形ポンプは、クラスⅠ又はクラスⅢでなければならない。
	2. 表示及び取扱説明書において、定格入力210W/250Wだが、機器本体に最大運転深さの表示がなかった。	J60335-2-41(H20)7. 1 (第十九条 表示(一般)) 定格入力50Wを超えるポンプには、次の事項を表示しなければならない。 — 水中ポンプについては、最大運転深さ(最小1mとする。) ポンプは、最大液体温度を表示しなければならない。それは35℃を下回ってはならない。温度が35℃を超える場合、ポンプは、連続運転が意図されていない限り、最長運転時間を表示しなければならない。
	3. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書及び梱包箱に使用可能水温5～40℃の表示があるが、機器本体に最大液体温度表示がなかった。	J60335-2-41(H20)7. 1 (第十九条 表示(一般)) 定格入力50Wを超えるポンプには、次の事項を表示しなければならない。 — 水中ポンプについては、最大運転深さ(最小1mとする。) ポンプは、最大液体温度を表示しなければならない。それは35℃を下回ってはならない。温度が35℃を超える場合、ポンプは、連続運転が意図されていない限り、最長運転時間を表示しなければならない。
	4. 温度上昇において、定常状態が確立されるまでポンプを運転することができなかった。	J60335-2-41(H20)11. 7 (第九条 火災の危険源からの保護) 定常状態が確立されるまでポンプを運転する。液体温度は35℃である。ただし、液体温度がポンプ上に表示されている場合は、ポンプに特に最長運転時間が表示されていない限り、液体はその温度に維持する。 ポンプに最長運転時間が表示されている場合、ポンプはその時間だけ運転して、取扱説明書で規定されている休止時間を取る。液体は、表示温度に維持する。この試験は、3運転サイクルの間に実施する。
	5. 温度上昇において、試験中にモーター巻線に取り付けられている保護装置が動作した。	J60335-1(H20)11. 8 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。ただし、モーター巻線の温度上昇値が表3の値を超える場合、又はモーター巻線の温度階級に疑義がある場合は、附属書Cの試験を行う。 保護装置は作動してはならず、かつ、封止コンパウンドは流出してはならない。
アイスクリームフリーザー	電源接続及び外部可とうコードにおいて、シースがない平形コードがクラス0機器以外の機器に使用されていた。	J60335-1(H20)25. 7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) シースがない平形コードを床上専用の機器及びクラス0機器以外の機器に使用してはならない。

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
ディスプレイ	1. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、機器の接地端子及び差込プラグの接地極に接続したアース線は、緑及び黄色で配色した被覆をもっていなかった。	J60335-1(H20)25.10 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) クラスI機器の電源コードは、機器の接地端子及び差込プラグの接地極に接続した緑及び黄色で配色した被覆をもつものを含んでいなければならない。
	2. 雑音の強さにおいて、端子電圧(連続性)で、最大値は周波数0.50MHzにおいて73.9/54.3dB(μ V)(準尖頭値/平均値)(110VAC50Hz)、72.8/53.5dB(μ V)(準尖頭値/平均値)(110VAC60Hz)であった。	J55014-1(H20)4.1 (第十八条 雑音の強さ) 周波数0.50MHzにおいて許容値56/46dB(μ V)(準尖頭値/平均値)を満足すること。
電気天火 ①	1. 平常温度上昇試験において、温度ヒューズの絶縁チューブ(ガラス編素けい素ゴム、使用温度の上限値180°C、階級3. 使用温度の補正值+16°C)の温度が220°Cとなった。	別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。一別表第四1(1)ロ(ハ)一次のいずれかに適合するものが使用されている場合、「温度に十分耐える」ものとみなす。 別表第十一(抜粋) 第1章の表に掲げる絶縁物であって、その使用温度の限度値に補正值を加えた値の状態で使用されている場合。 ・電気天火 電気用品の階級3 使用温度の補正值: +16°C 使用温度の上限値: 180°C(ガラス布・けい素ゴム)
	2. 構造試験において、金属シャーシに取り付けられた金属製バネに2Nの力を加えたとき、下ヒーターの端子部に接近し空間距離が1.6mmとなった。	別表第八1(2)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離(沿面距離を含む)は、2.0mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	3. 部品試験において、温度ヒューズの定格は10Aであり、回路に流れる最大電流(13.7A)未満となった。	別表第八1(3)イ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 部品または付属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これらに加わる最大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。
電気天火 ②	温度上昇において、テストコーナの壁の表面の温度上昇値が、82.0Kであった。	J60335-1(H20)11.8 (第九条 火災の危険源からの保護) (第十条 火傷の防止) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 ・表3の抜粋 木材一般 - 木製支持台、テストコーナの壁、天井及び床並びに木製キャビネット: ・その他の機器: 65K
電気魚焼器 ①	構造において、機器の底面にある金属開口部にある機能上必要でない、保守時に使用者に危険を及ぼすおそれがある鋭い角があった。	J60335-1(H20)22.14 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 機器には機器の機能上必要でない限り、通常使用時又は保守時に使用者に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。
電気魚焼器 ②	構造試験において、充電部であるヒーター端子部とアースするおそれのある非充電金属部であるヒーター外郭金属部との間の空間距離が、その他の箇所で1.5mmであった。	別表第八1(2)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離(沿面距離を含む)は、2.0mm以上(その他の箇所、100V)であること。

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気ロースター	<p>平常温度上昇試験において、人が容易に触れるおそれのある次の外郭の温度が、規定値を超えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹脂脚部の側面：101℃ ・前面黒色金属部：154℃ ・ガラス製のぞき窓：159℃ ・上面金属部：134℃ 	<p>別表第八2(10)ロ(イ) (第九条 火災の危険源からの保護) (第十条 火傷の防止) 電気トースター以外のものにあつては、次の a から e までに掲げる試験条件において試験を行い、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所にあつては、電気ロースター(扉を除く。))に限る。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <p>附表第四 温度限度(抜粋) 7 外郭 人が容易に触れるおそれのあるもの(金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの:85℃ 人が容易に触れるおそれのあるもの(その他のもの:100℃</p>
電気フライヤー ①	<p>消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力1300Wに対して、測定値が1068W(偏差-23.7%)であった。</p>	<p>別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>表(抜粋) 定格消費電力が1000Wを超えるものの許容差は、+5%、-10%以内であること。</p>
電気フライヤー ②	<p>構造試験において、器体内部のアース用端子ネジを、アース線及びアース用端子ネジそのものの固定に兼用していた。 なお、電源電線のアース用線芯を取り外した際にアース用端子ネジは脱落した。</p>	<p>別表第八1(2)ツ(ホ) c (第七条第1項第一項 感電に対する保護) アース用端子は、アース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。</p>
電気はんだこて ①	<p>表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、電源コードの交換に関する記載がなかった。</p>	<p>J60335-1(H20)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 7.12.5 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特別に製作したコードをもつX形取付けの機器の場合。電源コードが破損した場合、製造業者若しくはそのサービス代理店から入手可能な特別なコード又はその組立品と交換しなければならない。 一 Y形取付けの機器の場合。電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。 一 Z形取付けの機器の場合。電源コードは、交換することができない。コードが破損した場合、機器は廃棄しなければならない。

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気はんだこて ②	1. 表示及び取扱説明書において、要求される以下の表示が行なわれていなかった。 ・モデル名又は形式	J60335-1(H20)7. 1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 －モデル名又は形式。
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、電源コードの交換に関する記載がなかった。	J60335-1(H20)7. 12 (第十九条 表示等(一般)) 7.12.5 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 －特別に製作したコードをもつX形取付けの機器の場合。 電源コードが破損した場合、製造業者若しくはそのサービス代理店から入手可能な特別なコード又はその組立品と交換しなければならない。 －Y形取付けの機器の場合。 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。 －Z形取付けの機器の場合。 電源コードは、交換することができない。コードが破損した場合、機器は廃棄しなければならない。
	3. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書は、機器を販売する国の公用語(日本語)で書かれていなかった。	J60335-1(H20)7. 13 (第十九条 表示等(一般)) この規格で要求する取扱説明書、その他の文書は、機器を販売する国の公用語で書かれていなければならない。
	4. 充電部への接近に対する保護において、着脱できる部分を取り外した後、テストプローブが充電部に触れた。	J60335-1(H20)8. 1. 1 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 通常使用状態で機器を運転したとき、着脱できる部分を取り外した後であっても、機器のあらゆる位置に対して適用する。 備考 工具の使用なしに、触れることができるねじ込み式ヒューズ及びねじ込み式小形回路遮断器は使用できる。 差込プラグ又は全極断路スイッチによって機器を電源から切り離すことができる場合には、着脱可能なカバーの内側にある電球は取り外さない。ただし、着脱可能なカバーの内側にある電球の挿入、又は取外しの際には、電球口金の充電部との接触に対する保護が確保でなければならない。 機器をすべての可能な位置にして、JIS C 0922 のテストプローブBを特別な力を加えずに当てる。ただし、通常床上で使用され、質量が40 kg を超える機器は傾けない。テストプローブは開口部を通し、テストプローブで可能な深さまで挿入し、テストプローブ挿入前、挿入中及び挿入後に回転させたり、関節の角度を付けたりする。開口からテストプローブが入らない場合には、テストプローブをまっすぐにした状態で、テストプローブへの力を20 N に増加する。テストプローブが開口から入った場合には、関節の角度を付けた状態で、この試験を繰り返す。 テストプローブで、充電部又はラッカ、エナメル、紙、綿、酸化皮膜、ビーズ若しくは自己硬化性の樹脂を除く封止コンパウンドだけで保護された充電部に、触れることがあってはならない。

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気はんだこて ②	5. 外部電線接続及び外部可とうコードにおいて、表12に規定する引張力を加えた後、コード止めが適切に取付けられていないため、導体端子に張力が加わった。	J60335-1(H20)25. 15 (第八条 絶縁性能の保持) 電源コード付きの機器及び可とうコードによって、固定配線に恒久的に接続することを意図した機器は、コード止めをもっていなければならない。コード止めは、端子部において導体にねじれを含む張力が加わらず、かつ、導体の絶縁物を摩耗から保護しなければならない。 コード又は機器の内部が損傷を受ける程度まで、コードを機器の中に押し込むことができてはならない。 適否は、目視検査、手による試験及び次の試験によって判定する。 表12に規定する引張力を加えて、コード止めから約20mmのところ、又は他の適切なところでコード上に印を付ける。 次に、規定の引張力を急に加えないようにして、最も不利となる方向に1秒間加える。この試験を25回行う。 その後、コード(自動式コード巻取り機構を除く。)のできるだけ機器に近いところにトルクを加える。 トルクは、表12に規定する値とし、1分間加える。試験中、コードに損傷が生じてはならず、かつ、端子に明らかな張力が認められてはならない。引張力を再度加えた後で、コードは、長さ方向に2mmを超える変位があってはならない。
	6. 雑音の強さにおいて、端子電圧(連続性)で、最大値は周波数0.50MHzにおいて87.1/61.3dB(μ V)(準尖頭値/平均値)(110VAC50Hz)、88.3/62.3dB(μ V)(準尖頭値/平均値)(110VAC60Hz)であった。	J55014-1(H20)4. 1 (第十八条 雑音の強さ) 周波数0.50MHzにおいて許容値56/46dB(μ V)(準尖頭値/平均値)を満足すること。
タオル蒸し器	構造試験において、器体内部のアース端子には、アース用である旨の表示が施されていないかった。	別表第八1(2)ツ(ニ)b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース機構の表示は、次に適合すること。 b アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。
投込み湯沸器	1. 構造試験において、電源スイッチに組み込まれた抵抗器の極性が異なるキャップ間の空間距離が1.07mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)は、1.5mm以上(じんあいの侵入し難い箇所、100V)であること。
	2. 絶縁性能試験において、器体を清水中に3分間浸したとき、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と清水との間の絶縁抵抗が0.25M Ω であった。	別表第八2(23)ロ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) 附表第三1、2及び5(3)の試験を行ったとき、これに適合すること。 附表第三5(3)(抜粋) 器体(器体に取り付けられた接続器及び直付けの電源電線等(中間に設けられたスイッチを除く。)を含む。)を清水中に3分間浸し、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と清水との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては1M Ω 以上であり、その他のものにはあっては0.3M Ω 以上であること。
電熱シート	消費電力等の許容差試験において、表示された定格周波数150Wに対して、電源電圧が100Vのときに測定した測定値が168.9W(電源周波数50/60Hz、偏差+12.6%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにはあっては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超え1000W以下のものの許容差は±10%以内であること。

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電熱マット	1. 構造試験において、電源入力コネクタ及び電源出力コネクタに適切な表示がなく、誤接続のおそれがあった。	別表第八1(2)イ (第二条第2項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。
	2. 構造試験において、送り配線が可能であるが、最大接続枚数や最大容量等の表示がなかった。	別表第八1(2)イ (第二条第2項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。
	3. 表示において、表示すべき事項である定格電圧、定格消費電力、屋外用の旨の表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること
	4. 構造試験において、発熱部の表面積に応じた個数の温度ヒューズが取り付けられていなかった。 (2個以上必要なところ、1個のみ取り付けられていた)	別表第八2(33)イ(二) (第九条 火災の危険源からの保護) 温度ヒューズ、自動温度調節器又は温度過昇防止装置として使用する自動スイッチを有するものにあつては、次の表の左欄に掲げる発熱部の片側の表面積ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる個数の温度ヒューズ、自動温度調節器又は温度過昇防止装置として使用する自動スイッチを発熱体に直列に接続し、かつ、発熱部の内部に均一に取り付けてあること。 (表) 発熱部の片側の表面積が8000cm ² 以下のものにあつては、2以上が取り付けられていること。
電気捕虫機	1. 表示及び取扱説明書において、要求される次の表示がなかった。 ・交換可能なランプの形式・名称	J60335-2-59(H27)7. 1 (第十九条 表示等(一般)) 交換可能なランプを備えた機器には、ランプの参照形名を表示しなければならない。
	2. 充電部への接近に対する保護において、着脱できる部分を取り外した後、テストプローブが充電部に触れた。 3.6.2 着脱できる部分より 使用説明書に従って外される部分を適用。	J60335-1(H20)8. 1. 1 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 通常使用状態で機器を運転したとき、着脱できる部分を取り外した後であっても、機器のあらゆる位置に対して適用する。 備考 工具の使用なしに、触れることができるねじ込み式ヒューズ及びねじ込み式小形回路遮断器は使用できる。 差込プラグ又は全極断路スイッチによって機器を電源から切り離すことができる場合には、着脱可能なカバーの内側にある電球は取り外さない。ただし、着脱可能なカバーの内側にある電球の挿入、又は取外しの際には、電球口金の充電部との接触に対する保護が確実でなければならない。 機器をすべての可能な位置にして、JIS C 0922 のテストプローブBを特別な力を加えずに当てる。ただし、通常床上で使用され、質量が40 kg を超える機器は傾けない。テストプローブは開口部を通し、テストプローブで可能な深さまで挿入し、テストプローブ挿入前、挿入中及び挿入後に回転させたり、関節の角度を付けたりする。開口からテストプローブが入らない場合には、テストプローブをまっすぐにした状態で、テストプローブへの力を20 N に増加する。テストプローブが開口から入った場合には、関節の角度を付けた状態で、この試験を繰り返す。 テストプローブで、充電部又はラッカ、エナメル、紙、綿、酸化皮膜、ビーズ若しくは自己硬化性の樹脂を除く封止コンパウンドだけで保護された充電部に、触れることがあってはならない。

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
理髪いす	1. 構造試験において、充電部であるSEAT-UPモーターの巻線と、アースするおそれのある非充電金属部である同モーターの金属部分との間の空間距離が0.5mmであった。	別表第八1(2)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との空間距離(沿面距離を含む)は、2.0mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、アース用端子、アース線が設けられていなかった。	別表第八1(2)ツ(イ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 外部的見やすい箇所(固定して使用するものであって、アース用の配線が外部に露出しない構造のものにあっては、器体の内部)にアース用端子又はアース線を設けてあること。 (解説) 29. ツ項において、「アース線」には、水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器にあっては、多心のコード又はキャプタイヤケーブルの1線を電源プラグから10cm以上引き出してあるもののその電線を含む。
	3. 構造試験において、器体外部のアース端子には、アース用である旨の表示が施されていないかった。	別表第八1(2)ツ(ニ)b (第八条 絶縁性能の保持) アース機構の表示は、次に適合すること。 b アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。
	4. 雑音の強さにおいて、雑音端子電圧(連続性)で、最大値は周波数0.5265MHzで57.3/59.6dB(μV)(50/60Hz)であった。	別表第十第5章2. 2. (1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音は周波数範囲526.5kHzから5MHzにおいて許容値56dB(μV)を満足すること。
換気扇 ①	1. 材料試験において、器体の外部に使用されているアース用端子の材料に、銅、銅合金、ステンレス以外のものが使用されていた。	別表第八1(1)リ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) アース用端子の材料は、十分な機械的強度を有するさび難いものであること。
	2. 構造試験において、アース用端子に2種タッピンネジが使用されていた。	別表第八1(2)ツ(ホ)a (第八条 絶縁性能の保持) アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。
	3. 構造試験において、アース用端子が、部品の固定と兼用されていた。	別表第八1(2)ツ(ホ)c (第八条 絶縁性能の保持) アース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。
換気扇 ②	構造試験において、人が触れるおそれのある可動部分に容易に触れるおそれがあり、また、触れた場合に危険である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ナ (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 通常の使用状態において人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれがないように適当な保護わく又は保護網を取り付けてあること。ただし、機能上可動部分を露出して使用することがやむをえないものの可動部分及び可動部分に触れたときに感電、傷害等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 回転が目視により容易に判断できるもの又は触れた場合に危険である旨の表示が見やすい箇所にあるものにあつては別表第四1(2)ハに掲げる試験指を2Nで、その他のものにあつては10Nの力で押し込んだとき、試験指が触れない可動部は、「容易に触れるおそれがないように適当な保護枠又は保護網を取り付けてある」ものとみなす。

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気乾燥機	1. 構造試験において、器体外部のアース用端子を器体外部から操作することができなかった。	別表第八1(2)ツ(ホ)a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。
	2. 構造試験において、器体外部のアース用端子が、器体内部のアース用端子と兼用されていた。	別表第八1(2)ツ(ホ)c (第八条 絶縁性能の保持) アース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。
	3. 構造試験において、電流ヒューズの定格電流が表示されていなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板またはヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。
	4. 消費電力等の許容差試験において、表示された定格周波数850Wに対して、電源電圧が100Vのときに測定した測定値が570.1/642.9W(電源周波数50/60Hz、偏差-32.9/-24.4%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超え1000W以下のものの許容差は±15%以内であること。
エレクトロニクス フラッシュ ①	1. 表示において、適合ランプの定格電力等及び取り換え可能なヒューズの定格電流が、表示されていなかった。	J60598-1(H26) 3. 2 (第十九条 表示等(一般)) 照明器具には、次に示す情報を容易に消えない方法で明りょう(瞭)に表示しなければならない。 3. 2. 8 照明器具の適合ランプの定格電力又はランプデータシートに示す型式名。 3. 2. 22 取換え可能なヒューズを内蔵している照明器具は、必要がある場合、ヒューズの定格表示の末尾に、図1に示すシンボルを表示してもよい。そのような照明器具は、ヒューズの定格電流(A又はmA)に関する情報を追加して提供しなければならない。安全のためにヒューズの時間・電流特性が重要な箇所では、いかなるヒューズに対しても、該当するヒューズの規格の規定に従って、定格及びヒューズの形式を、ヒューズホルダ又はヒューズ近傍に表示しなければならない。
	2. 表示において、ランプ交換に関する注意表示、定格最高周囲温度、外表面から可燃物までの最小離隔距離、定常安定状態における外表面温度が表示されていなかった。	J60598-2-17(H25) 17. 5 (第十九条 表示等(一般)) 表示は、JIS C 8105-1の第3章(表示)によるほか、次の17.5.1-17.5.8Aによる。 17. 5. 2 次の意味の注意表示を、照明器具本体の外表面に明記しなければならない。 "ランプ交換の前に電源を遮断すること。注意-ランプは高温" 17. 5. 3 照明器具の定格最高周囲温度 t_a を、照明器具本体に明記しなければならない。 17. 5. 4 照明器具の全ての外表面から可燃物までの最小離隔距離を(可燃物の発火を防止するために)、照明器具本体に明記しなければならない。 17. 5. 6 定常安定状態における外表面温度を、照明器具の外表面に明記しなければならない。 17. 5. 8 照明器具に附属する取扱説明書に、次の警告を記載しなければならない。 b) 損傷したり熱変形したりしたランプは、交換すること。
	3. 雑音の強さにおいて、電源端子妨害波電圧で、最大値は周波数0.15MHzにおいて86.6/89.0dB(μ V)(準尖頭値)(100VAC50/60Hz)であった。	J55015(H20)4. 2 (第十八条 雑音の強さ) 周波数0.15MHzにおいて許容値66/56dB(μ V)(準尖頭値/平均値)を満足すること。

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エレクトロニクス フラッシュ ②	1. 表示において、定格電圧、適合ランプの定格電力等、定格消費電力及び取り換え可能なヒューズの定格電流が、表示されていないかった。	J60598-1(H26) 3. 2 (第十九条 表示等(一般)) 照明器具には、次に示す情報を容易に消えない方法で明りょう(瞭)に表示しなければならない。 3. 2. 2 定格電圧(V)。 3. 2. 8 照明器具の適合ランプの定格電力又はランプデータシートに示す型式名。 3. 2. 19D 定格消費電力(W)又は定格入力電力(W) 3. 2. 22 取換え可能なヒューズを内蔵している照明器具は、必要がある場合、ヒューズの定格表示の末尾に、図1に示すシンボルを表示してもよい。そのような照明器具は、ヒューズの定格電流(A又はmA)に関する情報を追加して提供しなければならない。安全のためにヒューズの時間・電流特性が重要な箇所では、いかなるヒューズに対しても、該当するヒューズの規格の規定に従って、定格及びヒューズの形式を、ヒューズホルダ又はヒューズ近傍に表示しなければならない。
	2. 表示において、ランプ交換に関する注意表示、定格最高周囲温度、外表面から可燃物までの最小離隔距離、定常安定状態における外表面温度が表示されていないかった。	J60598-2-17(H25) 17. 5 (第十九条 表示等(一般)) 表示は、JIS C 8105-1の第3章(表示)によるほか、次の17.5.1-17.5.8Aによる。 17. 5. 2 次の意味の注意表示を、照明器具本体の外面に明記しなければならない。 ”ランプ交換の前に電源を遮断すること。注意-ランプは高温” 17. 5. 3 照明器具の定格最高周囲温度 t_a を、照明器具本体に明記しなければならない。 17. 5. 4 照明器具の全ての外表面から可燃物までの最小離隔距離を(可燃物の発火を防止するために)、照明器具本体に明記しなければならない。 17. 5. 6 定常安定状態における外表面温度を、照明器具の外表面に明記しなければならない。 17. 5. 8 照明器具に附属する取扱説明書に、次の警告を記載しなければならない。 b) 損傷したり熱変形したりしたランプは、交換すること。
	3. 雑音の強さにおいて、電源端子妨害波電圧で、最大値は周波数0.15MHzにおいて87.5/87.3dB(μ V)(準尖頭値)(10VAC50/60Hz)であった。	J55015(H20)4. 2 (第十八条 雑音の強さ) 周波数0.15MHzにおいて許容値66/56dB(μ V)(準尖頭値/平均値)を満足すること。
電子式金銭登録機 ①	1. 構造試験において、極性が異なる充電部間であるラインフィルターの巻線相互間の空間距離が1.02mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)は、1.5mm以上(じんあいの侵入し難い箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、電流ヒューズの定格電流が表示されていないかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板またはヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電子式金銭登録機 ②	1. 材料試験において、器体の外部に使用されているアース用端子の材料に、銅、銅合金、ステンレス以外のものが使用されていた。	別表第八1(1)リ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) アース用端子の材料は、十分な機械的強度を有するさび難いものであること。
	2. 構造試験において、合成樹脂を介して締め付けられているアース用端子には、バネ、座金等の金属弾性体で歪を補う処置が施されていないかった。	別表第八1(2)リ (第八条 絶縁性能の保持) 充電部相互又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。
インターホン	雑音の強さにおいて、雑音電界強度で、最大値は親機(通話状態)では周波数158.00MHzにおいて43.4dB(μ V/m)(50Hz)及び周波数158.35MHzにおいて43.6dB(μ V/m)(60Hz)であった。また、子機(通話状態)では周波数51.84MHzにおいて45.7dB(μ V/m)(50Hz)及び周波数52.00MHzにおいて45.3dB(μ V/m)(60Hz)であった。	別表第十第4章1. 1 (第十八条 雑音の強さ) 雑音電界強度は周波数範囲30MHzから230MHzにおいて許容値30dB(Mv/m)を満足すること。
消磁器 ①	1. 材料試験において、器体の外部に使用されている樹脂材料は、平常温度上昇試験で測定された最大温度(10 $^{\circ}$ C)に耐えなかった。	別表第八1(1)イ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。
	2. 構造試験において、電流ヒューズの定格電流が表示されていないかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板またはヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。
	3. 部品及び付属品において、付属する変換アダプターのプラグ刃の寸法・形状が、別表第四6(1)ニで規定する寸法・形状に合致しなかった。	別表第八1(3)ヌ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 接続器にあつては、別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6(1)イ、ハ、ニ、ホ及びヌ並びに6(3)ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。
	4. 表示において、表示すべき事項のうち、定格消費電力と定格周波数が表示されていないかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) (省略) 2 定格消費電力 3 定格周波数(テレビジョン受信機の場合を除く。) (省略)

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
消磁器 ②	1. 構造試験において、充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間で使用されている絶縁物にピンホールがあった。	別表第八1(2)チ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 絶縁物の厚さについては、別表第四1(2)レの規定を準用すること。 別表第四1(2)レ 絶縁物の厚さは、次に適合すること。 (ハ)外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物は、 (ロ)のa(a)及びa(b)の基準の下にb(a)の試験を行ったときこれに適合するものであって、かつ、ピンホールのないものであること。
	2. 構造試験において、操作するスイッチの開閉状態が表示されていなかった。	別表第八1(2)ウ (第十九条 表示等(一般)) スイッチを有するものにあつては、スイッチの開閉操作または開閉状態を文字、記号または色により見やすい箇所に表示すること。
	3. 表示において、表示すべき事項のうち、定格消費電力と定格周波数が表示されていなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) (省略) 2 定格消費電力 3 定格周波数(テレビジョン受信機の場合を除く。) (省略)
テレビジョン受信機 用ブースター	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に水の入ったもの、花瓶などを機器の上に置かない旨の記載がなかった。	J60065(H23) 5. 4. 1 (第十九条 表示等(一般)) さらにできる限り、説明書には次の事項を含めなければならない。 a) 主電源が供給される機器及び内部で交流(ピーク値)又は直流35V以上の電圧を発生する機器で、附属書Aの水滴に対する保護がない場合、取扱説明書には機器を水滴がかかる場所に置かないこと、及び水の入ったもの、花瓶などを機器の上に置かないことを記載しなければならない。
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源プラグが容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載がなかった。	J60065(H23) 5. 4. 2 (第十九条 表示等(一般)) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を記載しなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カプラを用いている場合、この遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。
	3. 外部可とうコードにおいて、シース付きの電源コードが使用されていなかった。	J60065(H23) 16. 1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 主電源供給可とうコードはPVC製の場合は、JIS C 3662に適合する、又は合成ゴムコードの場合にはJIS C 3663に基づく、シース付きのものでなければならない。又は、電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)第1項別表第一に基づく、シース付きのものでなければならない。

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
超音波ねずみ 駆除機 ①	1. 表示及び取扱説明書において、表示すべき事項のうち、二重絶縁記号と電源の種類を示す記号が表示されていないかった。	J60065(H26) 5. 1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 (省略) c) 該当する場合、クラス II の記号 回 (IEC 60417-5172) d) 電源の種類 — 交流だけの記号: ~ (IEC 60417-5032) (省略)
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に水の入ったもの、花瓶などを機器の上に置かない旨の記載がなかった。	J60065(H26) 5. 4. 1 (第十九条 表示等(一般)) 説明書には、できる限り、次の事項を含めなければならない。 a) 主電源から供給を受ける機器及び内部で交流(ピーク)又は直流 35 V 以上の電圧を発生する機器で、附属書 A に規定する飛まつ(沫)に対する保護がない場合、取扱説明書への、機器を水滴又は飛まつ(沫)がかかる場所に置かない旨、及び水の入ったもの、花瓶などを機器の上に置かない旨の記載。
	3. 表示及び取扱説明書において、説明書に電源プラグが容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載がなかった。	J60065(H26) 5. 4. 2 (第十九条 表示等(一般)) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を含めなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カプラを用いる場合: この遮断デバイスは容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載。
	4. 端子において、主電源プラグの寸法が、JIS C 8303で規定する寸法・形状に合致しなかった。	J60065(H26) 15. 4. 2 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) デバイスの主電源プラグ部は、主電源プラグの寸法に対する規格に適合しなければならない。 適否は、関連の規格に基づいて測定することによって判定する。 注記 ある種の主電源プラグの寸法は、JIS C 8303 に規定がある。
超音波ねずみ 駆除機 ②	1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部間の空間距離が最小1. 6mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)は、2. 5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、電流ヒューズの定格電流が表示されていないかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板またはヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。
	3. 部品及び附属品において、プラグ刃の寸法・形状が、別表第四6(1)ニで規定する寸法・形状に合致しなかった。	別表第八1(3)ヌ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 接続器にあつては、別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6(1)イ、ハ、ニ、ホ及びヌ並びに6(3)ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
超音波ねずみ 駆除機 ③	1. 表示及び取扱説明書において、表示すべき事項のうち、二重絶縁記号と電源の種類を示す記号が表示されていないかった。	J60065(H26) 5. 1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 (省略) c) 該当する場合、クラス II の記号 回 (IEC 60417-5172) d) 電源の種類 — 交流だけの記号: ~ (IEC 60417-5032) (省略)
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に水の入ったもの、花瓶などを機器の上に置かない旨の記載がなかった。	J60065(H26) 5. 4. 1 (第十九条 表示等(一般)) 説明書には、できる限り、次の事項を含めなければならない。 a) 主電源から供給を受ける機器及び内部で交流(ピーク)又は直流 35 V 以上の電圧を発生する機器で、附属書 A に規定する飛まつ(沫)に対する保護がない場合、取扱説明書への、機器を水滴又は飛まつ(沫)がかかる場所に置かない旨、及び水の入ったもの、花瓶などを機器の上に置かない旨の記載。
	3. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源プラグが容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載がなかった。	J60065(H26) 5. 4. 2 (第十九条 表示等(一般)) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を含めなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カプラを用いる場合: この遮断デバイスは容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載。
	4. 空間距離及び沿面距離において、電流ヒューズの接続されるプリント基板パターン間の空間距離が、0. 70mmであった。	J60065(H26) 13. 3. 2 (第八条 絶縁性能の保持) 主電源に導電的に接続した回路の空間距離は、表 8 及び該当する場合は表 9 に規定する最小寸法に適合しなければならない。 (表8) 公称交流主電源電圧 150V以下 汚損度 1及び2 基礎/付加絶縁の要求: 1. 0mm
	5. 空間距離及び沿面距離において、電流ヒューズの接続されるプリント基板パターン間の沿面距離が、1. 21mmであった。	J60065(H26) 13. 4 (第八条 絶縁性能の保持) 沿面距離は、動作電圧の値、汚損度及び材料グループを考慮し、表 11 に規定する適切な最小値よりも小さくしてはならない。 (表11) 動作電圧 100V 汚損度 2 材料グループIIIa又はIIIbの要求: 1. 4mm

②5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
超音波ねずみ 駆除機 ④	1. 表示及び取扱説明書において、表示すべき事項のうち、電源の種類を示す記号が表示されていなかった。	J60065(H26) 5. 1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 (省略) d) 電源の種類 - 交流だけの記号: ~ (IEC 60417-5032) (省略)
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に水の入ったもの、花瓶などを機器の上に置かない旨の記載がなかった。	J60065(H26) 5. 4. 1 (第十九条 表示等(一般)) 説明書には、できる限り、次の事項を含めなければならない。 a) 主電源から供給を受ける機器及び内部で交流(ピーク)又は直流 35 V 以上の電圧を発生する機器で、附属書 A に規定する飛まつ(沫)に対する保護がない場合、取扱説明書への、機器を水滴又は飛まつ(沫)がかかる場所に置かない旨、及び水の入ったもの、花瓶などを機器の上に置かない旨の記載。
	3. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源プラグが容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載がなかった。	J60065(H23) 5. 4. 2 (第十九条 表示等(一般)) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を含めなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カプラを用いる場合: この遮断デバイスは容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載。
超音波ねずみ 駆除機 ⑤	構造試験において、電流ヒューズの定格電流が表示されていなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板またはヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。
電気さく用 電源装置	1. 表示において、表示すべき事項のうち、定格2次電流と定格周波数が表示されていなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六)(抜粋) 3 定格2次電流(衝撃電流を繰り返して発生するものの場合に限る。) 4 定格周波数
	2. 構造試験において、入力側の両極に、開閉器及び定格電流1A以下の自動しゃ断器を有していなかった。	別表第八2(101)イ(ハ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 入力側の回路の各極に開閉器および定格電流が1A以下の自動遮断器を有すること。
	3. 構造試験において、出力側端子に襲雷時の危険を防止する装置が設けられていなかった。	別表第八2(101)イ(ニ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 出力側端子には、放電間げき等の襲雷時の危険を防止する装置を設けたものであること。
	4. 雑音の強さにおいて、負荷端子電圧(連続性)で、最大値は周波数0.5265MHzで79.3/79.5dB(μ V)(50/60Hz)であった。	別表第十第5章2. 2(2) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音は周波数範囲526.5kHzから30MHzにおいて許容値74dB(μ V)を満足すること。

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置 ①	表示において、水の浸入に対する保護等級に応じたIPコードの表示がなかった。	J60335-1(H20)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 一水の浸入に対する保護等級に応じたIPコード。ただし、IPX0は、この限りでない。 J60335-2-8(H20)6.2 固定するように意図された部分及びコンセントへの差し込みのためのピンをもつ変圧器は、少なくともIPX4でなければならない。
直流電源装置 ②	1. 部品及び附属品試験において、トラッキング防止用の絶縁物を取り除いた箇所の差込み刃の寸法が次のとおりであった。 ①刃の厚さ：0.8mm ②刃の幅：5.5mm 2. 表示において、定格銘板に定格入力容量の表示がなかった。	J60950-1(H26)4.3.6 (第二条 安全原則) ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。主電源プラグ部は、該当する電源プラグに関する規格に適合したものでなければならない。 ・刃の厚さ：1.5±0.1mm ・刃の幅：6.3±0.3mm J60950-1(H26)1.7.1 (第十九条 表示等(一般)) 次の事項を表示しなければならない。 一 定格電流をミリアンペア又はアンペアの表示
直流電源装置 ③	設計及び構造において、トラッキング防止用の絶縁物を取り除いた箇所の差込み刃の寸法が次のとおりであった。 ①刃の厚さ：1.0mm ②刃の幅：4.3mm	J60950-1(H22)4.3.6 (第二条 安全原則) ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。主電源プラグ部は、該当する電源プラグに関する規格に適合したものでなければならない。 ・刃の厚さ：1.5±0.1mm ・刃の幅：6.3±0.3mm
直流電源装置 ④	設計及び構造において、差込み刃の寸法が次のとおりであった。 イ. 耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態： ①刃の厚さ：1.0mm ②刃の幅：4.1mm ロ. 耐トラッキング用の絶縁物が付いた状態： ①刃の厚さ：2.0mm ②刃の幅：6.7mm	J60950-1(H27)4.3.6 (第二条 安全原則) ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。主電源プラグ部は、該当する電源プラグに関する規格に適合したものでなければならない。 ・刃の厚さ：1.5±0.1mm ・刃の幅：6.3±0.3mm
直流電源装置 ⑤	1. 設計及び構造において、差込み刃の寸法が次のとおりであった。 イ. 耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態： ①刃の厚さ：1.1mm ②刃の幅：5.2mm ロ. 刃の立ち上がりからボッチ孔の中心まで：10.8mm 2. 平常温度上昇試験において、T1巻線温度が温度限度値を超えていた。(周囲温度40℃：取扱説明書に表記あり) ・T1巻線 125.9/123.1/115.1/115.2℃(90V50Hz/90V60Hz/264V50Hz/264V60Hz入力時) 温度限度値 110℃(Class B)	J60950-1(H26)4.3.6 (第二条 安全原則) ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。主電源プラグ部は、該当する電源プラグに関する規格に適合したものでなければならない。 ・刃の厚さ：1.5±0.1mm ・刃の幅：6.3±0.3mm ・ボッチ孔：11.7±0.4mm J60950-1(H26)4.5.3 (第九条 火災の危険源からの保護) 材料及びコンポーネントの温度は、表4Bに規定する値を超えてはならない。

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置 ⑥	1. 一般要求事項において、差込み刃の寸法が次のとおりであった。 イ. 刃の先端の面取り：1. 2mm ロ. 刃の立ち上がりからポッチ孔の中心までの距離：10. 8mm	J 6 1 3 4 7 - 1 (H 2 9) 4 (第二条 安全原則) 独立形ランプ制御装置は、IP分類などの分類及び表示の要求事項も含めて、J I S C 8 1 0 5 - 1 の要求事項を満足しなければならない。 (J I S C 8 1 0 5 - 1 0. 5. 1 一体化構成部品以外の構成部品は、該当する I E C 規格、J I S 規格又は関連法規がある場合には、それらの要求事項に適合しなければならない) ・面取り：0. 9mm以下 ・ポッチ孔：11. 7±0. 4mm
	2. 表示(必須表示)において、次の表示が銘板になかった。 ①独立形ランプ制御装置の記号 ②定格入力電力(W) ③定格最高温度 t c の値 ④定格出力電力	J 6 1 3 4 7 - 2 - 1 3 (H 2 9) 7. 1 (第十九条 表示等(一般)) 器具一体形制御装置以外の制御装置は、J I S C 8 1 4 7 - 1 の7. 2の要求事項に従って、該当する場合は次の必須表示項目を明瞭にかつ容易に消えない方法で表示する。 a) J I S C 8 1 4 7 - 1 の7. 1のa), b), c), d), e), f), k), l), m), t)及びu) b) 定電圧形の場合：定格出力電力及び定格出力電圧
	3. 表示(該当する場合に提供する情報)において、次の表示が取説等の書類に記載がなかった。 ①ランプの数、形式及び定格電力又はランプデータシート上の名称	J 6 1 3 4 7 - 2 - 1 3 (H 2 9) 7. 2 a) (第十九条 表示等(一般)) 7. 1に規定する必須表示項目のほかに、該当する場合には、次の情報を制御装置に表示するか、又は製造業者のカタログなどに記載する。 a) J I S C 8 1 4 7 - 1 の7. 1のh), i)及びj)
	4. 追加の安全性要求事項において、出力電線の口出し線の断面積が0. 5mm ² であった。	J 6 1 3 4 7 - 1 (H 2 9) J A. 3 a) (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 独立形ランプ制御装置の口出し線は、断面積が0. 75mm ² 以上のものでなければならない。
電気ストーブ ①	構造試験において、赤熱する発熱体を有しているにもかかわらず、取扱説明書その他の製品に添付する書面に、「当該機器からは、使用初期段階において揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分換気を行う」旨の記載がなかった。	別表第八2(1)イ(ハ)f (第十九条 表示等(一般)) 赤熱する発熱体を有するものにあつては、次の(a)及び(b)に、明瞭に判読でき、かつ、理解しやすい用語により、当該機器からは、使用初期段階において揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分換気を行う旨を表示すること。 (a) 機器本体の見やすい箇所 (b) 取扱説明書その他の製品に添付する書面

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気ストーブ ②	1. 表示及び取扱説明書において、シースのないコードを使用する可搬形床上専用機器であるにもかかわらず、機器に「電源コードに重いものをのせたり、機器にはさまない」旨の記載がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 0 (H 2 0) 7 . 1 (第十九条 表示等 (一般)) シースのないコードを使用する可搬形床上専用機器には、次の内容を表示しなければならない。 ー警告：電源コードに重いものをのせたり、機器にはさまない
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に「ヒータをコンセントのすぐ下に置いてはならないこと」が明記されていなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 0 (H 2 0) 7 . 1 2 (第十九条 表示等 (一般)) 取扱説明書は、ヒータをコンセントのすぐ下に置いてはならないことを明記しなければならない。
	3. 表示及び取扱説明書において、高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータであるにもかかわらず、取扱説明書に「ヒータが覆われた場合、又は間違っって設置された場合には、火災の危険があるため、ヒータのスイッチを自動的に入れるプログラマ、タイマ、その他の装置でこのヒータを用いてはならない。」旨の記載がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 0 (H 2 0) 7 . 1 2 (第十九条 表示等 (一般)) 高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータには、次の内容を表示しなければならない。 ーヒータが覆われた場合、又は間違っって設置された場合には、火災の危険があるため、ヒータのスイッチを自動的に入れるプログラマ、タイマ、その他の装置でこのヒータを用いてはならない。
	4. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 7 . 1 2 . 5 (第十九条 表示等 (一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 ーY形取付けの機器の場合。 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。
	5. 個別要求事項において、赤熱する発熱体を有しているにもかかわらず、本体及び取扱説明書その他の製品に添付する書面に、「当該機器から、使用初期段階で揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分換気を行う」旨の記載がなかった。	J 3 0 0 0 (H 2 5) 2 (2) (第十九条 表示等 (一般)) 赤熱する発熱体を有する電気ストーブにあつては、次に適合すること。 ①保護柵又は保護網は、塗装又は接着材料を用いた表面加工を施さないこと。 ② (a) 及び (b) に示す箇所に、次の明りょうに判読でき、かつ、理解しやすい用語により、表示すること。 (a) 機器本体の見やすい箇所 (b) 取扱説明書その他の製品に添付する書面 「注意 当該機器から、使用初期段階で揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分換気を行うこと。」旨

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気ストーブ ③	1. 表示及び取扱説明書において、シースのないコードを使用する可搬形床上専用機器であるにもかかわらず、機器に「電源コードに重いものをのせたり、機器にはさまない」旨の記載がなかった。	J60335-2-30(H29)7.1 (第十九条 表示等(一般)) シースのないコードを使用する可搬形床上専用機器には、次の内容を表示しなければならない。 —警告：電源コードに重いものをのせたり、機器にはさまない
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に「ヒータをコンセントのすぐ下に置いてはならないこと」が明記されていなかった。	J60335-2-30(H29)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書は、ヒータをコンセントのすぐ下に置いてはならないことを明記しなければならない。
	3. 表示及び取扱説明書において、高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータであるにもかかわらず、取扱説明書に「ヒータが覆われた場合、又は間違っって設置された場合には、火災の危険があるため、ヒータのスイッチを自動的に入れるプログラマ、タイマ、その他の装置でこのヒータを用いてはならない。」旨の記載がなかった。	J60335-2-30(H29)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 高所取付用ヒータ以外の可視赤熱放射ヒータには、次の内容を表示しなければならない。 —ヒータが覆われた場合、又は間違っって設置された場合には、火災の危険があるため、ヒータのスイッチを自動的に入れるプログラマ、タイマ、その他の装置でこのヒータを用いてはならない。
	4. 表示及び取扱説明書において、工具を用いなくて取り外しができるガードのついた可視赤熱放射ヒータであるにもかかわらず、取扱説明書に「ヒータのガードは、電熱素子との直接接触を防止するものであって、ヒータを用いるときには所定位置に取り付けなければならない。」及び「ガードは、幼児及び障害者を十分に保護するものではない。」旨の記載がなかった。	J60335-2-30(H29)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 工具を用いなくて取り外しができるガードのついた可視赤熱放射ヒータの取扱説明書には、次の内容を表示しなければならない。 —ヒータのガードは、電熱素子との直接接触を防止するものであって、ヒータを用いるときには所定位置に取り付けなければならない。 —ガードは、幼児及び障害者を十分に保護するものではない。
	5. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。	J60335-1(H27)7.12.5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 —Y形取付けの機器の場合。 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。
	6. 構造において、前ガードと本体部との間の隙間の寸法が、長寸法248mm及び対応する短寸法12mmであった。	J60335-2-30(H29)22.101 (第十条 火傷の防止) 高所取付用ヒータ以外のヒータは、電熱装置との接触を防止するために防護しなければならない。 ガードは、次のいずれかの寸法を超える開口部があってはならない。 —長寸法126mm及び対応する短寸法12mm —長寸法53mm及び対応する短寸法20mm これらの寸法は、ガードとその周辺部との間の隙間にも適用する。ただし、短寸法が5mm未満の開口は無視する。
電気ストーブ ④	構造試験において、内部配線(器体の内部の電源電線)に2Nの力を加えたとき、鋭利な箇所(放熱板の端面)に触れ、内部配線の被覆が損傷し、感電等の危険が生ずるおそれがあった。	別表第八(2)又(ハ) (第八条 絶縁性能の保持) 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は2Nの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあっては、この限りでない。
電気乾燥器 ①	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力110Wに対して、測定値が14.80/15.63W(電源周波数50/60Hz、偏差：-8.6.5/-8.5.8%)であった。	別表第八(4)ハ(イ) (省令第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超1000W以下のものの許容差は+10、-15%以下であること。

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気乾燥器 ②	1. 構造試験において、アース用である旨の表示を付してある器体外部の箇所は、容易にアース線を取付けることができない構造であった。	別表第八一(二)イ (省令第二条第一項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。
	2. 構造試験において、銘板に記載されている「温度ヒューズ：85℃」に相当する温度ヒューズが、器体内に具備されていなかった。	別表第八一(二)イ (省令第二条第一項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。
	3. 構造試験において、アース用口出し線(プラグから出ている形状：緑色)にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八一(二)ツ(ニ) a (第七条第一項第一号 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。
	4. 構造試験において、プリント基板上の交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流(1A)の表示がなかった。	別表第八一(二)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
電気乾燥器 ③	構造試験において、器体外郭(ボディースリット部)に「0.5Nm」の衝撃を加えたとき、外郭が破損し内部の充電部が露出した。	別表第八一(二)ケ (第十一条第二項 機械的危険源による危害の防止) 外郭にあつては、質量が250gで、ロックウェル硬度R100の硬さに表面をポリアミド加工した半径が10mmの球面を有するおもりを20cmの高さから垂直に1回(二重絶縁構造のものであつて透光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、3回)落とすとき。又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度R100の硬さに表面をポリアミド加工した半径が10mmの球面を有する衝撃片によつて1回(二重絶縁構造のものであつて透光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、3回)加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであつて、表面積4cm ² 以下であり、かつ、器体の外郭の表面から10mm以上突出していないものにあつては、この限りでない。

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気製氷機 ①	1. 構造試験において、アース用口出し線を器体の外側に向かって30Nの張力を加えたとき、及び、器体の内側に向かって5cmの箇所を保持して押し込んだとき、アース用口出し線と内部端子との接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ツ(イ) (第八条 絶縁性能の保持) アース機構を有するものにあつては、外郭の見やすい箇所(固定して使用するものであつて、アース用の配線が外部に露出しない構造のものにあつては、器体の内部)にアース用端子又はアース線を設けてあること。 (解説30.) 器体の内部のアース用口出し線の接続部には、張力が加わらないこととは、別表第八1(2)ヲの電源電線等に規定する事項を参照する。 〔別表第八1(2)ヲ〕 電源電線等は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(略:最小30N)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
	2. 構造試験において、水を介して人が触れるおそれのある金属製水位センサー電極が、アース機構に接続されていないにもかかわらず、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 —プリント基板の1次側回路(100V)と水位センサー電極と接続されている絶縁変圧器の2次側回路(DC12V)との空間距離:最小3.1mm(強化) —電磁リレー内部の1次側回路(100V)と水位センサー電極と接続されている絶縁変圧器の2次側回路(DC12V)との空間距離:2.0mm(強化)	別表第八1(2)ツ(ロ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 人が触れるおそれのある金属部と電氣的に完全に接続してあり、かつ、容易に緩まないように堅固に取り付けてあること。ただし、二重絶縁若しくは強化絶縁により充電部から絶縁されている部分又はアース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。 (抜粋) 別表第八1(7)イ(ロ)a(c);付加絶縁の絶縁物は、外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物の厚さは、0.4mm以上であること。 別表第八1(7)イ(ハ)a(b);強化絶縁の絶縁物は、外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物の厚さは、0.8mm以上であること。 別表第八1(7)イ(ハ)b;強化絶縁の空間距離は、(イ)bの表に掲げる値の2倍(4mm)以上であること。
	3. 部品及び付属品において、アース用口出し線に、断面積が0.75mm ² の単心ビニルコードを使用していた。	別表第八1(3)ハ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) アース線は、断面積が1.25mm ² 以上の単心コードまたは単心キャプタイヤケーブルであること。
電気製氷機 ②	1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、その他の箇所で1.2mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、水を介して人が触れるおそれのある金属製水位センサー電極が、アース機構に接続されていないにもかかわらず、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 —プリント基板の1次側回路(100V)と水位センサー電極と接続されている絶縁変圧器の2次側回路(DC12V)との空間距離:最小2.0mm(強化) —電磁リレー内部の1次側回路(100V)と水位センサー電極と接続されている絶縁変圧器の2次側回路(DC12V)との空間距離:1.8mm(強化)	別表第八1(2)ツ(ロ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 人が触れるおそれのある金属部と電氣的に完全に接続してあり、かつ、容易に緩まないように堅固に取り付けてあること。ただし、二重絶縁若しくは強化絶縁により充電部から絶縁されている部分又はアース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。 (抜粋) 別表第八1(7)イ(ロ)a(c);付加絶縁の絶縁物は、外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物の厚さは、0.4mm以上であること。 別表第八1(7)イ(ハ)a(b);強化絶縁の絶縁物は、外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物の厚さは、0.8mm以上であること。 別表第八1(7)イ(ハ)b;強化絶縁の空間距離は、(イ)bの表に掲げる値の2倍(4mm)以上であること。

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気鉛筆削機	1. 表示において、プラグ接続機器であるにもかかわらず、取扱説明書に「機器の近傍にコンセントがあり、かつ、そのコンセントには、容易にアクセスできなければならない」旨の表示がなかった。	J 6 0 9 5 0 - 1 (H 2 2) 1 . 7 . 2 (第十九条 表示等 (一般)) 次の表示をしなければならない。 —プラグ接続機器の場合には、機器の近傍にコンセントがあり、且つそのコンセントは、容易にアクセスできなければならない。
	2. 危険からの保護において、クズケースを取り外した状態で、開口部から試験指を挿入することによりインターロックを解除でき、回転する削り刃に触れるため、手指を損傷するおそれがあった。	J 6 0 9 5 0 - 1 (H 2 2) 2 . 8 . 3 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 安全インターロックは、カバー、防護物、ドアなど閉位置以外の状態で、何かの拍子に危険が再び発生することがないように設計されていなければならない。 図2Aのテストフィンガ (2.1.1.1参照) によって操作することができるようなアクセスできる安全インターロックは、何かの拍子に危険を再び発生するおそれがあるものとみなす。
	3. 雑音の強さ (放射妨害波) において、周波数が30MHz以上230MHz以下の範囲で最大値が64.4/63.9dB (測定周波数53.39MHz、電源周波数50/60Hz) であった。	J 5 5 0 2 2 (H 2 2) (第十八条 雑音の強さ) 放射妨害波は、周波数が30MHz以上230MHzの範囲にあっては40dB以下であること。(3m)
電気床磨き機	1. 構造試験において、操作部の電源電線を器体の外方に向かって30Nの張力を加えたとき、結束バンドが外れ、電線の接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等 (固定して使用するもの又は取り付け付けた状態で外部に露出しないものを除く。) は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値 (器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値) の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
	2. 構造試験において、器体内部のアース線にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(二) a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。
	3. 構造試験において、器体内部のアース端子の近傍に、アース用である旨の表示が施されていなかった。	別表第八1(2)ツ(二) b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子には、そのもの (容易に取り外せる端子ねじを除く。) 又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、器体の内部にある端子であつて、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。
電気スクリュードライバ ①	表示及び取扱説明書において、機器に製造者の住所又は原産国の表示が記載されていなかった。	J 6 0 7 4 5 - 1 (H 2 2) 8 . 1 (第十九条 表示等 (一般)) 8. 1に規定する表示の方式により表示すること。 —製造事業者の住所又は原産国

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気スクリュードライバ ②	1. 表示及び取扱説明書において、クラスⅡ記号の外側の正方形の辺の長さが、内側の正方形の辺の長さの約1.6倍であり、また、辺の長さが1.8mmであった。	J60745-1(H22)8.6 (第十九条 表示等(一般)) クラスⅡ電動工具の記号の寸法は、外側の正方形の辺の長さが、内側の正方形の辺の長さの約2倍とする。外側の正方形の辺の長さは、3mm以上とする。
	2. 耐久性において、水平状態で110V8時間、無負荷で断続的に運転した後、垂直上向き状態で1時間運転した際に、電動機が停止した。なお、カーボンブラシは交換できない構造である。	J60745-1(H22)17.1 (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 電動工具は、広範囲にわたる通常使用時に、この規格への適合性を損なうような電氣的又は機械的な不良を生じない構造とすること。 適否は、17.2の試験で判定する。
	3. 異常運転において、130Vの電源に機器を接続した際に破裂音があり、電動機が起動不能となった。なお、機器が起動不能となったため、18.7以降の異常試験については、実施できていない。	J60745-1(H22)18.1 (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 電動工具は、異常運転による火災及び、安全又は感電に対する保護を損なうような機械的損傷のリスクをできる限り未然に防止するように設計すること。 電動工具に組み込まれたヒューズ、温度過昇防止装置、過電流保護装置又はこれらに類するものを、必要な保護をするために使用してもよい。 適否は、18.2～18.9の試験によって判定する。
	4. 構造において、プラグのピンを電源から遮断したときに、プラグのピン相互間の電圧が129V(プラグのピンを引き抜いてから1秒後に測定した電圧の値)であった。なお、プラグのピン側から見た回路の総合静電容量は0.22μFであった。	J60745-1(H22)21.21 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 電動工具は、通常使用時にプラグのピンに接触したとき、充電されたコンデンサからの感電を受ける危険がない設計でなければならない。0.1μF以下の定格静電容量のコンデンサは、感電の危険を伴うものとみなさない。 遮断から1秒後に、プラグのピン相互間の電圧の測定値にほとんど影響しない計器で測定する。 電圧は、34Vを超えてはならない。
	5. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、ケーブルの屈曲試験(角度90°、速さ60回/分、屈曲回数2,570回、おもり2kg)を行ったとき、素線の断線率がL1で100%、L2で6.7%であった。	J60745-1(H22)24.12 (第四条 供用期間中における安全機能の維持) コードガードは、十分な機械的強度をもち、広範囲通常使用でこれらの特性を維持するものとする。ケーブルの屈曲試験(角度90°、速さ60回/分、屈曲回数2,000回、おもり2kg)後、各導体は、10%を超えるより線の断線があってはならない。
	6. 沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離において、極性が異なる充電部相互間(AC100V)となる電源基板の印刷配線間の沿面距離が、じんあいのたい積に対する保護がない箇所では1.8mmであった。	J60745-1(H22)28.1 (第八条 絶縁性能の保持) 沿面距離及び空間距離は表10に示す値(mm)以上とすること。 (表10 抜粋) 極性が異なる充電部相互の間 じんあいのたい積に対する保護がない場合 一動作電圧130V以下 沿面距離2.0mm
	7. 妨害波試験(妨害波電力)において、測定周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が67.8/66.8dB(測定周波数85.82/77.58MHz、電源周波数50/60Hz)であった。	J55014-1(H20)4.1.2 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電力は、周波数が30MHz以上300MHz以下の周波数範囲で、準尖頭値にあつては51～55dB以下、平均値にあつては41～45dB以下であること。

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気スクリュードライバ ③	1. 耐久性において、水平状態及び垂直上向き状態で110Vそれぞれ8時間、無負荷で断続的に運転した後、垂直下向き状態で5時間運転した際に、電動機が停止した。なお、カーボンブラシは交換できない構造である。	J60745-1(H22)17.1 (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 電動工具は、広範囲にわたる通常使用時に、この規格への適合性を損なうような電氣的又は機械的な不良を生じない構造とすること。 適否は、17.2の試験で判定する。
	2. 異常運転において、130Vの電源に機器を接続した際に破裂音があり、電動機が起動不能となった。なお、機器が起動不能となったため、18.7以降の異常試験については、実施できていない。	J60745-1(H22)18.1 (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 電動工具は、異常運転による火災及び、安全又は感電に対する保護を損なうような機械的損傷のリスクをできる限り未然に防止するように設計すること。 電動工具に組み込まれたヒューズ、温度過昇防止装置、過電流保護装置又はこれらに類するものを、必要な保護をするために使用してもよい。 適否は、18.2~18.9の試験によって判定する。
	3. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、ケーブルの屈曲試験(角度90°、速さ60回/分、屈曲回数2,570回、おもり2kg)を行ったとき、コードガードが損傷した。また、素線の断線率がL1で100%、L2で0%であった。	J60745-1(H22)24.12 (第四条 供用期間中における安全機能の維持) コードガードは、十分な機械的強度をもち、広範な通常使用でこれらの特性を維持するものとする。 ケーブルの屈曲試験(角度90°、速さ60回/分、屈曲回数20,000回、おもり2kg)後、コードガードは緩むことがなく、コードガード及び可とうケーブル又はコードは、この規格に適合しない損傷を生じてはならない。また、各導体は、10%を超えるより線の断線があってはならない。
電気ポリッシャー ①	1. 分類において、感電に対する保護がクラス0であった。	J60745-1(H22)7.1 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 電動工具は、感電に対する保護に関し、次のクラスのいずれか一つでなければならない。 クラス0I, クラスI, クラスII, クラスIII
	2. 表示において、次の項目が記載されていなかった。 ①製造業者の住所又は原産国 ②各速度設定値に対する定格速度 ③定格ホイール径 ④スピンドルねじのサイズ ⑤定格動作時間	J60745-2-3(H22)8.18.2 (第十九条 表示等(一般)) 電動工具には、次の事項も表示しなければならない。 -製造業者の住所又は原産国 -毎分の回転数で表した定格速度。複数の定格速度で動作できるように設計した電動工具には、各速度設定値に対する定格速度 -定格ホイール径、ミリメートル(mm) -ねじ付きスピンドルを備えた電動工具には、スピンドルねじのサイズ -定格動作時間の正しい表示
	3. 表示及び取扱説明書において、定格速度の単位記号に「rpm」を使用していた。	J60745-2-3(H22)8.6 (第十九条 表示等(一般)) 定格速度の単位記号は、「n」を用いること。
	4. 取扱説明書及び一般安全説明書において、一般安全説明書が供給されていなかった。	J60745-1(H22)8.12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書及び一般安全説明書は電動工具とともに供給されなければならない。
	5. 温度上昇試験において、106V、50Hz、通常負荷(900W)をかけた状態で12.4項に基づき30分運転したところ、整流子部分より火花が出て本体が破損し、以後動作しなくなった。	J60745-2-3(H22)12.5 (第二条第1項 安全原則) 試験中、保護装置が作動してはならない。温度上昇は、12.6で認める場合を除き、表1に示す値を超えてはならない。 封止コンパウンドは、流出してはならない。
電気ポリッシャー ②	取扱説明書及び一般安全説明書において、規定された順序にて記載されておらず、かつ、次の記載がなかった。 Y形取付けの電動工具の場合：電源コードの交換が必要な場合、危険を防止するために、製造業者又はその指定専門業者によって行う。	J60745-1(H22)8.12.1 (第十九条 表示等(一般)) この項で規定する安全規則は、ここに示すとりの正確な順序で、また、同等の主旨のものになるようにする。

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気ポリッシャー ③	雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が76.9/76.9dB(測定周波数0.5265MHz、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十第五章2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下にあつては59dB以下、周波数が5MHzを超え30MHz以下にあつては64dB以下であること。
浴槽用電気温水循環浄化器	1. 構造試験において、ヒータータンク近傍の内部配線に2Nの力を加えたとき、鋭利な箇所(温度ヒューズ固定用金属バンド)に触れ、内部配線の被覆が損傷した。	別表第八1(2)ヌ(ハ) (第八条 絶縁性能の保持) 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は2Nの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。
	2. 構造試験において、器体内部のアース端子の近傍に、アース用である旨の表示が施されていなかった。	別表第八1(2)ツ(ニ)b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、器体の内部にある端子であつて、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。
	3. 構造試験において、器体内部のアース用端子ねじをアース線とアース用渡り線及びコンデンサーボックスの取付に兼用していた。	別表第八1(2)ツ(ホ)c (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子はアース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。
	4. 構造試験において、交換が可能である温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度の表示がなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の白熱電灯器具 ①	<p>1. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、使用温度の上限値が60℃(基準周囲温度30℃)である塩化ビニルを被覆に使用している器体の内部にある電源電線の分岐点の温度が最高72.0℃(周囲温度30.0℃)であった。 (銘板に60Wと記載があるため、白熱電球60Wを取付けて実施した。なお、包装に記載のある推奨ランプ(40W)では、適合となった。)</p>	<p>別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。 (解釈 別表第四1(1)ロの解釈に同じ) (別表第四1(1)ロ解釈3(4)) 附属の表に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正値を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 その他の白熱電灯器具：電気用品の階級1 使用温度の補正値：0℃ 使用温度の上限値：60℃(塩化ビニル) 基準周囲温度：30℃</p>
	<p>2. 材料試験において、ランプソケットの受金の部分にアルミを使用していた。</p>	<p>別表第八1(1)へ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 導電材料は、次に適合すること。 (イ)刃及び刃受けの部分にあつては、銅又は銅合金であること。 (ロ)(イ)以外の部分にあつては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼(ステンレス鋼を除く。)若しくはこれらと同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施した鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであつて危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。</p>
	<p>3. 構造試験において、交換が可能な白熱電球の取り付け部近傍及び銘板のいずれにも適用ランプの種類が表示が施されておらず、電球の取換えが確実に行えなかった。</p>	<p>別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 (解説37) 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。</p>
その他の白熱電灯器具 ②	<p>構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって30Nの張力を加えた時、電源電線接続部に張力が加わった。</p>	<p>別表第八1(2)ラ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けられた状態で外部に露出しないものを除く。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。</p>
その他の白熱電灯器具 ③	<p>構造試験において、交換が可能な白熱電球の取り付け部近傍及び銘板のいずれにも適用ランプの種類が表示が施されておらず、電球の取換えが確実に行えなかった。</p>	<p>別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 (解説37) 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。</p>

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の放電灯器具 ④	1. 表示において、取換え可能な電流ヒューズの表示(定格電流及び型式)がヒューズの近傍になかった。	J60598-1(H26)3.2.22 (第19条 表示等(一般)) 取換え可能なヒューズを内蔵している照明器具は、必要がある場合、ヒューズの定格表示の末尾に、図1に示すシンボルを表示してもよい。そのような照明器具は、ヒューズの定格電流(A又はmA)に関する情報を追加して提供しなければならない。安全のためのヒューズの時間・電流特性が重要な箇所では、いかなるヒューズに対しても、該当するヒューズの規格の規程に従って、定格及びヒューズの型式を、ヒューズホルダー又はヒューズに近傍に表示しなければならない。
	2. 表示において、電源の種類を示すシンボルが表記されていなかった。	J60598-1(H26)3.3.14 (第19条 表示等(一般)) 適切な動作に必要な場合、照明器具には電源の種類を示すシンボルを付けなければならない。(図1を参照) 図1 交流電源 ~
レコードプレーヤー	構造試験において、器具間を接続する電線(ピンコード)を器体の外方に向かって85Nの張力を加えたとき、電線の接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けられた状態で外部に露出しないものを除く。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
その他の音響機器	1. 表示において、製造業者又は責任ある販売業者の名称、商標又は識別表示において、製造業者又は責任ある販売業者の名称が本体銘板になかった。	J60065(H29)5.2 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示を行わなければならない。: a) 製造業者又は責任ある販売業者の名称、商標又は識別表示
	2. 外部可とうコードに関する構造要求において、電源コードに平形ビニルコードを使用していた。	J60065(H29)16.1 (第八条 絶縁性能の保持又は第七条第1項第一号 感電に対する保護) 主電源可とうコードは、次のいずれかに適合するシース付きのものでなければならない。 -合成ゴムコードの場合は、JISC3663の規格群 -PVC製の場合は、JISC3662の規格群 上記のコードと同等以上の電気機械的特性及び火災に対する安全特性をもつ可とうコードを、用いてもよい。
テレビジョン受信機 ①	部品において、次に示す表示がなかった。 ①電流ヒューズF01近傍に遮断容量を示す記号の表示 ②電流ヒューズF2及びF4近傍に定格を示す表示	J60065(H26)14.5.2.2 (第十九条 表示等(一般)) JISC6575の規格群に規定するヒューズは、次の表示をヒューズホルダ又はヒューズ近傍に記載の順序で行わなければならない。 -相対的遮断時間/電流特性を示す記号 -1A未満の定格電流の場合は電流をミリアンペアで示し、1A以上の定格電流の場合は電流をアンペアで示す。 -該当する場合、そのヒューズの遮断容量を示す記号 -誤って、より低い定格電圧のヒューズを装着する可能性がある場合、ヒューズの電圧定格。

③事故事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
テレビジョン受信機 ②	<p>1. 二重絶縁構造において、絶縁変圧器が二重絶縁構造であるダブルボビン又はセパレート巻ではなく、又、絶縁変圧器の二次側回路(DC60V)が金属外郭に接続されており、試験指が触れた。</p> <p>2. 二重絶縁構造において、1次回路と2次回路の間にコンデンサーが接続されていた。</p> <p>3. 雑音の強さ(電源端子)において、周波数が526.5kHz以上30MHz以下の範囲で最大値が平衡電圧で、60.4/60.3dB(測定周波数0.717MHz、電源周波数50/60Hz)であった。</p>	<p>別表第八1(7)ハ(ハ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で、別表第四1(2)ハの図に示す試験指が充電部に触れるものにあつては、2次電圧が30V以下であつて、1次巻線と2次巻線が独立に巻かれ(独立に巻かれとは、ダブルボビン又はセパレート巻をいう。)、かつ、二重絶縁構造の絶縁変圧器に接続された2次側の回路の電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下であること。</p> <p>別表第八1(7)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部(1次側)とアースするおそれのある非充電金属部(2次側)との間に、コンデンサーを接続していないこと。</p> <p>別表第十第三章1.3.1 (省令第十八条 雑音の強さ) 雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上30MHz以下にあつては平衡電圧で46dB、不平衡電圧で52dB以下であること。</p>
テレビジョン受信機 ③	<p>1. 表示において、電源の種類を示す交流記号の表示がなかった。</p> <p>2. 表示において、保護接地用の口出し線がプラグにあるクラス01機器であるにもかかわらず、クラスII機器を示す記号が表示されていた。</p>	<p>J60065(H26)5.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示があること: d) 電源の性質: ー 交流だけは記号で:~(60417-5032)</p> <p>J60065(H26)5.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示があること: c) 該当する場合、クラスIIの記号:回(60417-5172)</p>
リチウムイオン蓄電池 ①	<p>過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が最大で4.387Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 なお、組電池搭載機器又は充電器に、単電池の上限充電電圧を超えない適切な過充電の保護機能を備えてある場合は、この限りでない。</p> <p>上限充電電圧の技術情報が提供されていないため、附表第一表2の値(4.25V)を適用した。</p>	<p>別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。</p>
リチウムイオン蓄電池 ②	<p>過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が最大で4.384Vであり、上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 なお、組電池搭載機器又は充電器に、単電池の上限充電電圧を超えない適切な過充電の保護機能を備えてある場合は、この限りでない。</p> <p>上限充電電圧の技術情報が提供されていないため、附表第一表2の値(4.25V)を適用した。</p>	<p>別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。</p>

④省エネルギー機器に係る電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気便座	構造試験において、ラインフィルターの各巻線と導電性コア間の空間距離は各々1.0mm未満であり、導電性コアを介した極性が異なる巻線相互間の空間距離は、規定値の2.5mm未満となった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
電気温水器	構造試験において、ラインフィルターの各巻線と導電性コア間の空間距離は各々1.0mm未満であり、導電性コアを介した極性が異なる巻線相互間の空間距離は、規定値の2.5mm未満となった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
電気湯沸器	安定性及び機械的危険において、10°の角度だけ傾けた面の上に、機器を置いた結果転倒した。	J60335-1(H20)20.1 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 固定形機器及び手持形機器以外の機器で、床上又は卓上で使用するものは、十分な安定性をもっていなければならない。
電気冷蔵庫 ①	1. 表示及び取扱説明書において、表示銘板に定格電流の値が表示されておらず、定格入力が表示されていた。	J60335-2-24(H20)7.1 (第十九条 表示(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 - 定格入力(W)又は定格電流(A)。 ただし、アイスクリーム機器以外の圧縮式機器は、定格電流(A)だけで表示する。
	2. 表示及び取扱説明書において、表示銘板に気候クラスの表示がなかった。	J60335-2-24(H20)7.1 (第十九条 表示(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 - 機器の気候クラスを示すSN, N, ST 又はTの文字
	3. 表示及び取扱説明書において、可燃性冷媒を用いた圧縮式の機器であるにもかかわらず、取扱説明書に警告として次の内容が記載されていなかった。 (1)機器の囲い又はビルトイン構造では、障害物をなくし、通風口を確保する旨 (2)製造業者が推薦するもの以外の、除霜を速めるための機械的な器具、その他の手段を用いない旨	J60335-2-24(H20)7.12 (第十九条 表示(一般)) 可燃性冷媒を用いた圧縮式の機器では、取扱説明書に、機器の設置、取扱、サービス及び廃棄(リサイクル)に関する情報を含んでいなければならない。 取扱説明書には、次の警告の内容も含んでいなければならない。 - 警告 機器の囲い又はビルトイン構造では、障害物をなくし、通風口を確保すること。 - 警告 製造業者が推薦するもの以外の、除霜を速めるための機械的な器具、その他の手段を用いないこと。 - 略
電気冷蔵庫 ②	構造において、機器背面開口より、アース線に触れられ、電気接続部に引張力が加わった。	J60335-1(H20)22.8 (第二条第2項 安全原則) 工具を用いずに触れることができ、かつ、通常使用時に清掃する可能性がある仕切空間をもつ機器の場合は、清掃中電気接続部に引張力が加わらない構造でなければならない。
電気冷蔵庫 ③	1. 表示及び取扱説明書において、可燃性断熱発泡ガスの表示(主成分の化学名、冷媒番号又は冷媒名称)に用いる文字高さが、3mmであった。	J60335-2-24(H29)7.14 (第九条 表示等(一般)) 可燃性断熱発泡ガスの表示(主成分の化学名、冷媒番号又は冷媒名称)に用いる文字高さは、40mm以上でなければならない。ただし、“ノンフロン”の文字をラベルに表示し、ラベルの下地色を薄緑色又は同等色とした場合は除く。
	2. 構造において、機器背面開口より、アース線に触れられ、電気接続部に引張力が加わった。	J60335-1(H27)22.8 (第二条第2項 安全原則) 工具を用いずに触れることができ、かつ、通常使用時に清掃する可能性がある仕切空間をもつ機器の場合は、清掃中電気接続部に引張力が加わらない構造でなければならない。

④省エネルギー機器に係る電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気冷蔵庫 ④	1. 表示及び取扱説明書において、可燃性冷媒を用いた圧縮式の機器であるにもかかわらず、取扱説明書に警告として次の内容が記載されていなかった。 - 機器の囲い又はビルトイン構造では、障害物をなくし、通風口を確保する旨	J60335-2-24(H20)7. 12 (第十九条 表示(一般)) 可燃性冷媒を用いた圧縮式の機器では、取扱説明書に、機器の設置、取扱、サービス及び廃棄(リサイクル)に関する情報を含んでいなければならない。 取扱説明書には、次の警告の内容も含んでいなければならない。 - 警告 機器の囲い又はビルトイン構造では、障害物をなくし、通風口を確保すること。 - 略
	2. 表示及び取扱説明書において、電動圧縮機に近付いたとき可燃性断熱発泡ガスの表示が、確認できなかった。	J60335-2-24(H20)7. 15 (第十九条 表示(一般)) 圧縮式機器では ISO 3864 の警告記号 B.3.2 と同様に、可燃性冷媒のタイプ及び可燃性断熱発泡ガスの表示が、電動圧縮機に近付いたとき見えなければならない。
	3. 構造において、機器背面開口より、アース線に触れられ、電気接続部に引張力が加わった。	J60335-1(H20)22. 8 (第二条第2項 安全原則) 工具を用いずに触れることができ、かつ、通常使用時に清掃する可能性がある仕切空間をもつ機器の場合は、清掃中電気接続部に引張力が加わらない構造でなければならない。
電気冷水機	1. 表示及び取扱説明書において、アイスクリーム機器以外の圧縮式機器であるにもかかわらず、機器本体に定格電流(A)が表示されていなかった。	J60335-2-24(H20)7. 1 (第十九条 表示(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 - 定格入力(W)又は定格電流(A)。 ただし、アイスクリーム機器以外の圧縮式機器は、定格電流(A)だけで表示する。
	2. 安定性及び機械的危険において、10°の角度だけ傾けた面の上に、機器を置いた結果転倒した。	J60335-1(H20)20. 1 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 固定形機器及び手持形機器以外の機器で、床上又は卓上で使用するものは、十分な安定性をもっていなければならない。
電気洗濯機 ①	1. 表示及び取扱説明書において、機器本体に接続用ネジがなく接地用電線が接続できない箇所に、IEC 60417 の記号 5019(アースマーク)が刻印されていた。	J60335-1(H20)7. 8 (第五条 使用者及び使用場所を考慮した安全設計) Z形取付けを除き、電源接続用の端子には、次の表示をしなければならない。 - 保護接地端子は、IEC 60417 の記号 5019 で示さなければならない。
	2. 表示及び取扱説明書において、「古いホースは再使用してはならない」旨の記載がなかった。	J60335-2-7(H20)7. 12. 1 (第十九条 表示(一般)) JIS C 9335-1 の7.12.1 によるほか、次による。 据付説明書には、次の内容を記載しなければならない。 - 機器は新しいホースを使って水道に接続しなければならないこと。 また、古いホースは再使用してはならないこと 備考101. この据付説明は、ホースが機器に永久的に取り付けられる場合は要求されない。
電気洗濯機 ②	構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部である絶縁チューブの被覆が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 (絶縁チューブの厚さ:0.88mm)	別表第八1(2)ツ(ハ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 人が触れるおそれのある非充電金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。 別表第八1(7)イ(ロ)付加絶縁 a(b)器体の外郭を兼ねる絶縁物及び外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。

④省エネルギー機器に係る電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気洗濯機 ③	<p>構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部である絶縁チューブの被覆が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。</p> <p>(絶縁チューブの厚さ:0.90mm)</p>	<p>別表第八1(2)ツ(ハ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 人が触れるおそれのある非充電金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。</p> <p>別表第八1(7)イ(ロ)付加絶縁 a(b)器体の外郭を兼ねる絶縁物及び外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。</p>
電気洗濯機 ④	<p>1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に次の内容が記載されていなかった。 (1)古いホースは再使用してはならないこと (2)最大許容給水圧</p>	<p>J60335-2-7(H20)7.12.1 (第十九条 表示(一般)) JIS C 9335-1の7.12.1によるほか、次による。 据付説明書には、次の内容を記載しなければならない。 一 機器は新しいホースを使って水道に接続しなければならないこと。 また、古いホースは再使用してはならないこと 一 水道に接続する機器に対しては、最大許容給水圧(メガパスカル)</p>
	<p>2. 充電部への接近に対する保護において、二重絶縁又は強化絶縁されていない上部の絶縁チューブ付きの一次内部配線に、テストフィンガーが触れた。</p>	<p>J60335-1(H20)8.2 (第七条第1項 感電に対する保護) クラスII機器及びクラスII構造は、基礎絶縁及び基礎絶縁だけで充電部から分離した金属部への偶然的接触に対し適切な保護をするような構造であり、かつ、覆われていなければならない。 二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から絶縁した部分にしか触れることができないものでなければならない。</p>
	<p>3. クラス0I機器のアース線において、口出し用の接地線を有しているが口出し線は緑と黄色で配色した被覆電線ではなかった。</p>	<p>J60335-1(H20)25.10 (第七条第1項 感電に対する保護) クラス0I機器に接地線を附属した場合には、接地端子に接続する電線は、緑と黄色で配色した被覆をもっていなければならない。</p>
	<p>4. 事故未然防止に係る安全基準において、電動機用コンデンサから50mm以内に隣接する非金属部が、JIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験に適合しなかった。 なお、コンデンサはクラスS0であった。</p>	<p>J3000(H25) (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気冷房機、電気洗濯機、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫に使用するJIS C 4908(2007)の適用範囲に含まれる電動機用のコンデンサにあっては、次に適合すること。</p> <p>JIS C 4908(2007)で規定する保安装置内蔵コンデンサ、保安機構付きコンデンサ又はIEC60252-1(2001)で規定するクラスP2コンデンサであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。</p> <p>①コンデンサの不具合による、炎又は溶融物の拡散を防ぐ、金属又はセラミックの外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサをモータに接続配線するための開口部があつてもよい。 ②隣接する非金属部に対して、コンデンサの外側表面からの離隔距離が50mmを超えるもの。 ③コンデンサの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験に適合するもの。 ④コンデンサの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 60695-11-10(2006)の燃焼性分類がV-1に適合すること(分類に使用される試験サンプルは、該当部分よりも厚い材料でないこと)。</p>

④省エネルギー機器に係る電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気洗濯機 ⑤	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に次の内容が記載されていないかった。 (1)機器は新しいホースを使って水道に接続しなければならないこと。 また、古いホースは再使用してはならないこと (2)最大許容給水圧	J60335-2-7(H20)7.12.1 (第十九条 表示(一般)) JIS C 9335-1 の7.12.1 によるほか、次による。 据付説明書には、次の内容を記載しなければならない。 － 機器は新しいホースを使って水道に接続しなければならないこと。 また、古いホースは再使用してはならないこと － 水道に接続する機器に対しては、最大許容給水圧(メガバスカル)
	2. 温度上昇において、モーター巻線に取り付けられた保護装置が動作した。	J60335-1(H20)11.8 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。ただし、モーター巻線の温度上昇値が表3の値を超える場合、又はモーター巻線の温度階級に疑義がある場合は、附属書Cの試験を行う。 保護装置は作動してはならず、かつ、封止コンパウンドは流出してはならない。
	3. 耐湿性において、機器は、IP試験後に行う16.3に規定する耐電圧試験に耐えなかった。	J60335-1(H20)15.1 (第五条 使用者及び使用場所を考慮した安全設計) 機器の外郭は、機器分類に従った水に対する保護等級を備えていなければならない。 適否は、15.1.2を加味して、15.1.1に基づき判定を行う。この場合、機器は電源に接続しない。 次に、機器は、16.3に規定する耐電圧試験に耐え、かつ、検査の結果、絶縁上に沿面距離及び空間距離の29の規定値以下への減少につながるおそれがある水のこん(痕)跡があってはならない。 備考 検査の前に、余分の水があればそれを取り除くため外郭の外側を注意深くふく。また、分解する場合には、機器内の水を移動させないように注意しなければならない。
	4. 安定性及び機械的危険において、機器の運動部分(脱水用カゴアダプタ)が、通常使用時に人体に危害を及ぼすおそれがあった。	J60335-1(H20)20.2 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部分は、通常使用時に人体に危害を及ぼすことがない適切な位置にあるか、又は外郭で囲っていないなければならない。
	5. 安定性及び機械的危険において、ふたが閉じているときに限り、機器を操作されることができるようインタロックを組み込んでいなかった。	J60335-2-4(H20)20.102 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) ふた又はドアは、ふた又はドアが閉じているときに限り、機器を操作されることができるようインタロックされること。
	6. 安定性及び機械的危険において、機器はドラム速度が60回転/分を超過するときに、可動部に触れた。	J60335-2-4(H20)20.104 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 脱水機は、それが分離していても、脱水用の分離したドラムが洗濯機の中に組み込まれていても、運動エネルギーが1500 J 以下で、かつ、次に規定する最大周辺速度以下のものでは、モーターの動作中又はドラム速度が60回転/分を超過するときに、可動部に触れることができてはならない。 － ドラムの回転軸が垂直であって、かつ、二重ふた構造となっている脱水機は、30 m/秒 － その他の脱水機は、20 m/秒 ブレーキ機構は、水の浸透によって悪い影響を受けてはならない。

④省エネルギー機器に係る電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気洗濯機 ⑤	7. ねじ及び接続において、機器の接地導通を行う接続は、収縮したりひずんだりするおそれがある絶縁物を通して行われていた。	J60335-1(H20)28.2 (第二条第2項 安全原則) 電気接続部及び接地導通を行う接続は、収縮したりひずんだりするおそれがある絶縁物を通して、接触圧力を伝えないような構造でなければならない。ただし、絶縁物の収縮又はひずみを補うために金属部に十分な弾性をもたせている場合は、この限りでない。 備考 磁器製のものは、収縮したりひずんだりするおそれがないものとする。 この要求事項は、0.5 A 以下の電流を流す回路の電気接続部には適用しない。
	8. 経年劣化における注意喚起表示に対する要求事項において、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ容易に消えない方法で、要求事項が表示されていない。	J2000(H20) (第十九条 表示等(一般)) 扇風機、換気扇、電気冷房機、電気洗濯機(乾燥機能を有するものを除く。)、及び電気脱水機(電気洗濯機と一体になっているものに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限る。)にあつては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。ただし、産業用のものにあつては、この限りでない。 a) 製造年 b) 設計上の標準使用期間(標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定された期間をいう。) c) 「設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある。」旨
	9. 事故未然防止に係る安全基準において、電動機用コンデンサから50 mm以内に隣接する非金属部が、JIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験に適合しなかった。 なお、コンデンサはクラスP0であった。	J3000(H25) (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気冷房機、電気洗濯機、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫に使用するJIS C 4908(2007)の適用範囲に含まれる電動機用のコンデンサにあつては、次に適合すること。 JIS C 4908(2007)で規定する保安装置内蔵コンデンサ、保安機構付きコンデンサ又はIEC60252-1(2001)で規定するクラスP2コンデンサであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。 ①コンデンサの不具合による、炎又は溶融物の拡散を防ぐ、金属又はセラミックの外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサをモータに接続配線するための開口部があつてもよい。 ②隣接する非金属部に対して、コンデンサの外側表面からの離隔距離が50mmを超えるもの。 ③コンデンサの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験に適合するもの。 ④コンデンサの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 60695-11-10(2006)の燃焼性分類がV-1に適合すること(分類に使用される試験サンプルは、該当部分よりも厚い材料でないこと)。
蛍光灯 ①	構造試験において、プリント基板半田面の極性が異なる充電部相互間(50Vを超え150V以下)の空間距離が1.1mm(最小値)であった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)は、1.5mm以上(固定している部分であつて、じんあいが侵入し難く、かつ、金属粉が付着し難い箇所、100V)であること。
蛍光灯 ②	構造試験において、プリント基板半田面の極性が異なる充電部相互間(50Vを超え150V以下)の空間距離が1.4mm(最小値)であった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)は、1.5mm以上(固定している部分であつて、じんあいが侵入し難く、かつ、金属粉が付着し難い箇所、100V)であること。
蛍光灯 ③	構造試験において、プリント基板半田面の極性が異なる充電部相互間(50Vを超え150V以下)の空間距離が1.2mm(最小値)であった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)は、1.5mm以上(固定している部分であつて、じんあいが侵入し難く、かつ、金属粉が付着し難い箇所、100V)であること。

④省エネルギー機器に係る電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
蛍光灯ランプ ④	構造試験において、プリント基板半田面の極性が異なる充電部相互間(50Vを超え150V以下)の空間距離(最小値)が次のとおりであった。 イ. 交流-交流: 1. 2mm ロ. 交流-交流: 1. 3mm	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)は、1. 5mm以上(固定している部分であって、じんあいが侵入し難く、かつ、金属粉が付着し難い箇所、100V)であること。
エル・イー・ディー・ランプ	構造試験において、口金のかん合部の寸法のうち、トップはんだの高さが1.8mmであった。	別表第八(86の6の2)イ(ロ) (第二条第2項 安全原則) 口金のかん合部の寸法は、JISC7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金」に適合すること。 JISC7709-1(抜粋) トップはんだの高さは1. 5mm以下とする。
家庭用つり下げ型 蛍光灯器具	構造試験において、内部配線(AC100V入力線及び電源回路出力線)に2Nの力を加えたとき、鋭利な箇所(電源回路固定用金属シャーン、4ヶ所)に触れ、内部配線の被覆が損傷し、充電部露出等の危険が生ずるおそれがあった。	別表第八1(2)又(ハ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は2Nの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあっては、この限りでない。
エル・イー・ディー・電灯器具 ①	絶縁性能試験において、充電部と器体の表面(LED基板部分*)との間に交流電圧1, 000Vを印加したところ、約400Vで絶縁破壊した。 * グローブ部分は、手で容易に取り外すことが可能であり、LED基板部分が露出構造であった。	別表第八2(86の7の2)ロ (第八条 絶縁性能の保持) 附表第三2 絶縁耐力試験 平常温度上昇試験の直後に行う絶縁抵抗試験の後、充電部と器体の表面との間に、定格電圧が150V以下のものにあつては1,000V、定格電圧が150Vを超えるものにあつては1,500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。
エル・イー・ディー・電灯器具 ②	1. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの定格電流が表示されていなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	2. 部品試験において、機器付属のコンセント(1000W)へ接続した状態での電源プラグ及び電源コードに流れる電流値(10. 2A)が、当該部品の定格値(125V、7A)を超えた。	別表第八1(3)イ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 部品または附属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これらに加わる最大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。
エル・イー・ディー・電灯器具 ③	構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの定格電流が表示されていなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。

④省エネルギー機器に係る電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ディー・ 電灯器具 ④	1. 構造試験において、プリント基板半田面の充電部とチャンネルスイッチの金属カバーが接続されている部分との間(50以下)の空間距離が0.5mm(最小値)であった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離(沿面距離を含む)は、1.2mm以上(その他の箇所、50V以下)であること。
	2. 構造試験において、内部配線(耐熱塩化ビニル)に2Nの力を加えたとき、高温部(コイルのコア:78℃(周囲温度30℃換算))に触れ、異状が生ずるおそれがあった。	別表第八1(2)又(イ) (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 2Nの力を電線に加えた場合に高温部に接触するおそれがあるものにあつては、接触したときに異状が生ずるおそれのないこと。 (解説19) (3)次の場合は、「以上が生ずるおそれ」があるものとみなす。 a 2Nの力を取り去っても、その配線の絶縁物の種類毎に解釈別表第十一に掲げる値を超えている部分に接触している場合 電気用品の階級:1 使用温度の補正值:0℃ 使用温度の上限值:75℃
	3. 表示において、器体表面の見やすい箇所に、表示(定格電圧、定格消費電力、定格周波数)が施されていなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 電気用品名:エル・イー・ディー・電灯器具 表示すべき事項: 1 定格電圧 2 定格消費電力(放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。) 3 適用光源の定格消費電力(使用者が交換できる光源をもつものに限る。) 4 定格周波数(放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。) 5 屋外用のものにあつては、その旨(その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具及びエル・イー・ディー・電灯器具の場合に限る。) 6 屋内用のものにあつては、その旨(広告灯及びハンドランプの場合に限る。) 7 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号] 表示の方法:表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

<電気用品安全法の平成29年度試買テストにおける「PSEマーク等表示」に関する不適合内容について>

① 5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係の電気用品

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施行規則
コードリール	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である PSE の記号、届出事業者の氏名又は名称及び法第9条第2項に規定する証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)
防水ソケット	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)

② 5年間程度で一巡するよう規制対象品目457品目のうち、配線器材関係以外の電気用品

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施行規則
観賞魚用ヒーター	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である PSE の記号、法第9条第2項に規定する証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は略称及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)
電気フライヤー	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が、販売事業者名と紛らわしく表示されていた。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)
電気はんだこて	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)
電熱マット ①	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称がPSE記号の近傍に表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)
電熱マット ②	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である PSE の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)
エレクトロニクス フラッシュ	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である PSE の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)
消磁器 ①	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である PSE の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)
消磁器 ②	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である PSE の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施行規則
超音波 ねずみ駆除機	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称がPSE記号の近傍に表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条 (表示違反)
電気さく用 電源装置	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である (PSE) の記号 及び 届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条 (表示違反)

③事件事例等を踏まえ、その後のフォローアップのために選定した電気用品

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施行規則
直流電源装置	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である (PSE) の記号、届出事業者の氏名又は名称及び法第9条第2項に規定する証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条 (表示違反)
その他の音響機器	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条 (表示違反)

④省エネルギー機器に係る電気用品

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施行規則
電気洗濯機	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条 (表示違反)
エル・イー・ディー・ランプ ①	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条 (表示違反)
エル・イー・ディー・ランプ ②	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条 (表示違反)
エル・イー・ディー・電 灯器具	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である (PSE) の記号、及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条 (表示違反)